

校又は中学校

三 前二号に掲げるもののほか、当該学校の存する地域の社会的条件が教育上特別の配慮を必要とすること等の政令で定める特別の事情がある公立の小学校又は中学校
第三条第一項中「学年」を「引き続き二の学年」に改める。
第三条第二項中「学校の種類及び同表の中欄に掲げる」を削り、同項に次のただし書を加える。
ただし、へき地学校等の同学年の児童又は生徒で編制する場合における一学級の児童又は生徒の数の基準は、三十人を標準として、都道府県教育委員会が定める。
第三条第二項の表を次のように改める。

学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
同学年の児童又は生徒で編制する学級	四十人
二の学年の児童又は生徒で編制する学級	十五人
学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	十人

第七条第四号を同条第八号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条の次に次の三号を加える。
五 五学級以下の小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数
六 学校教育法第七十五条に規定する特殊学級を置く小学校及び中学校の特殊学級の学級総数に一を乗じて得た数
七 へき地学校等の数を勘案して政令で定めるところにより算定した数
第七条第二号の次に次の一号を加える。
三 次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの小学校の数の当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

学 校 規 模	乗ずる数
六学級から十一学級までの学校	一

十二学級から十七学級までの学校
十八学級から二十三学級までの学校
二十四学級から二十九学級までの学校
三十学級から三十五学級までの学校
三十六学級以上の学校

二 三 四 五 六

第八条第一号及び第二号を次のように改める。
一 小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数
二 十八学級以上の小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数
三 へき地学校等の数を勘案して政令で定めるところにより算定した数
第九条第一号を次のように改める。
一 小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数
第九条第二号中「三十学級」を「十二学級」に、「二十四学級」を「九学級」に改める。
第九条第四号中「へき地学校」を「へき地学校等」に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。
四 政令で定める学校給食を実施する小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数
第十五条各号列記以外の部分中「次に掲げる事情」を「当該学校の教職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十条第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学校において教育指導の改善に関する特別な研究が行なわれていること等の政令で定める特別の事情」に改め、同条第一号及び第二号を削る。

附 則

(施行期日)

- この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。
- (学級編制の標準に関する経過措置)
公立の小学校又は中学校の一学級の児童又は生徒の数の標準については、昭和五十一年三月三十一日までの間は、改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下新法という。）第三条第二項の規定にかかわらず、児童又は生徒の数及び学校施設の整備の状況を考慮し、同項の規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、都道府県教育委員会がその基準を定める。
(教職員定数の標準に関する経過措置)
新法第六条に規定する小中学校教職員定数の標準については、昭和五十一年三月三十一日までの間は、同条の規定にかかわらず、公立の小学校及び中学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、同条の規定により算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。
(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。
附則第三項中「昭和五十年」を「昭和四十九年」に改める。

理 由

へき地学校等における教育の充実を図るとともに、義務教育の水準を向上させるため、公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本 案 施 行 に 要 す る 経 費

本案施行に要する経費としては、約百三十億円の見込みである。

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「実習助手、寮母及び事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者をいう。以下同じ。）」を「学校司書、実習助手、寮母、事務職員、技術職員及び用務員」に改める。
第五条を次のように改める。
第五条 削除
第六条を次のように改める。
(学級編制の標準)
第六条 公立の高等学校の一学級の生徒の数は、やむを得ない事情がある場合を除き、全日制の課程にあつては三十五人、定時制の課程にあつては二十五人を標準とする。
第七条中「第十二条」を「第十二条の三」に、「合計した数」を「合計した数に百分の百十を乗じて得た数」に改める。
第九条第一号から第五号までを次のように改める。

課程の別	算 定 の 方 法
全日制の課程	十五学級以下の課程 $\frac{15 \times 34}{15} \times 2 + 5$
以上六学級の課程	$\frac{15 \times 34}{15}$

定時制の課程	$\frac{15}{10} \times 24$
通信制の課程	$\frac{15}{30} \times 30$

二 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校で、当該課程に農業、水産、工業、商業又は家庭に関する学科を置くものについて、次の表の上欄に掲げる学科の区分に従い、同表の中欄に掲げる課程の別に応じ、同表の下欄に掲げる方法により算定した数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）の合計数を合算した数

学科の区分	課程の別	算定の方法	農業に関する学科		水産に関する学科		工業に関する学科		商業に関する学科	
			全日制の課程	定時制の課程	全日制の課程	定時制の課程	全日制の課程	定時制の課程	全日制の課程	定時制の課程
			$\frac{15}{15} \times \frac{3}{15} \times 2$	$\frac{15}{15} \times \frac{4}{10} \times 2$	$\frac{15}{15} \times \frac{3}{15} \times 2$	$\frac{15}{15} \times \frac{4}{10} \times 2$	$\frac{15}{15} \times \frac{3}{15} \times 3$	$\frac{15}{15} \times \frac{4}{10} \times 3$	$\frac{6}{15} \times \frac{3}{15} \times 1$	$\frac{6}{10} \times \frac{4}{10} \times 1$

家庭に関する学科	全日制の課程	$\frac{15}{15} \times \frac{3}{15} \times 1$
	定時制の課程	$\frac{15}{15} \times \frac{4}{10} \times 1$

第十條を次のように改める。

（養護教諭等の数）

第十條 養護教諭及び養護助教諭（以下「養護教諭等」という。）の数は、全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程の数に一を乗じて得た数と、十八学級以上の全日制の課程又は十二学級以上の定時制の課程の数に一を乗じて得た数とを合計した数とする。

第十條の次に次の一条を加える。

（学校司書の数）

第十條の二 学校司書の数は、全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程の数に一を乗じて得た数と、十八学級以上の全日制の課程又は定時制の課程の数に一を乗じて得た数とを合計した数とする。

第十一條第一号から第三号までを次のように改める。

一 次号に掲げる学科以外の学科を置く全日制の課程又は定時制の課程について、次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる当該学科に係る課程の規模の区分に応じ、各区分ごとの課程の数に同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

課程の別	課程の規模の区分	乗する数	全日制の課程		定時制の課程	
			十一学級以下の課程	十二学級から十七学級までの課程	十八学級以上の課程	七学級以下の課程
			三	四	五	八学級から十五学級までの課程
						四

十六学級以上の課程	五
-----------	---

二 農業、水産、工業、商業又は家庭に関する学科を置く全日制の課程又は定時制の課程について、次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる当該学科に係る課程の規模の区分に応じ、各区分ごとの課程の数に同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

課程の別	課程の規模の区分	乗する数	全日制の課程		定時制の課程	
			十七学級以下の課程	十八学級以上の課程	十五学級以下の課程	十六学級以上の課程
			二	三	二	三

三 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校で、当該課程に農業、水産、工業、商業又は家庭に関する学科を置くものについて、次の表の上欄に掲げる学科の区分に従い、同表の中欄に掲げる課程の別に応じ、同表の下欄に掲げる方法により算定した数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）の合計数を合算した数

学科の区分	課程の別	算定の方法	農業に関する学科		水産に関する学科	
			全日制の課程	定時制の課程	全日制の課程	定時制の課程
			$\frac{15}{15} \times \frac{3}{15} \times 2$	$\frac{15}{15} \times \frac{4}{10} \times 2$	$\frac{15}{15} \times \frac{3}{15} \times 2$	$\frac{15}{15} \times \frac{4}{10} \times 2$

四 通信制の課程を置く学校の数に三を乗じて得た数

第十二條第一号から第四号までを次のように改める。

一 全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程の数に五を乗じて得た数

二 四学級以上の全日制の課程又は定時制の課程について、当該課程の学級の数から三を減じた数に三分の二を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）の合計数を合算した数

三 農業、水産、工業又は商業に関する学科を置く全日制の課程又は定時制の課程について、次の表の上欄に掲げる学科の区分に応じ、当該学科に係る課程の数に同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

学科の区分	乗する数
農業又は水産に関する学科	三

工業に関する学科	
一	二
商業に関する学科	
一	二

四 生徒の数が六百一人以上の通信制の課程について、当該課程の生徒の数から六百を減じた数を二百で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）を合算した数

第十二条の次に次の二条を加える。

（技術職員の数）

第十二条の二 技術職員の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 全日制の課程又は定時制の課程の数に一を乗じて得た数

二 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校で、当該課程に農業に関する学科を置くものについて、当該課程の当該学科の数に二を乗じて得た数の合計数を合算した数

三 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校で、当該課程に水産に関する学科を置くものについて、当該課程の当該学科の数に二を乗じて得た数と実習船について政令で定める数とを合計した数を合算した数

四 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校で、当該課程に前二号に規定する学科以外の政令で定める学科を置くものについて、当該学科について政令で定める数の合計数を合算した数

（用務員の数）

第十二条の三 用務員の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程の数に二を乗じて得た数

二 六学級以上の全日制の課程又は定時制の課程について、当該課程の学級の数から五を減じた数を四で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）の合計数を

合算した数

三 生徒の数が千二百一人以上の通信制の課程について、当該課程の生徒の数から千二百を減じた数を六百で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）を合算した数

第十三条中「実習助手及び事務職員」を「学校司書、実習助手、事務職員、技術職員及び用務員」に改める。

第五章中第十三条の次に次の一条を加える。

（本校及び分校）

第十三条の二 第九条から第十二条の三までの規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

2 公立の高等学校の一学級の生徒の数の標準については、昭和五十三年三月三十一日までの間は、改正後の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（以下「新法」という。）第六条の規定にかかわらず、学校施設の整備の状況等を考慮し、同条に定める標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

3 新法第七条に規定する高等学校教職員定数の標準については、昭和五十三年三月三十一日までの間は、同条の規定にかかわらず、公立の高等学校に置かれていた教職員の総数等を考慮し、同条に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

（教職員定数の標準に関する経過措置）

理由
高等学校の教育の水準を向上させるため、公立の高等学校の学級編制及び教職員定数の標準等を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

教育委員会法案

教育委員会法案

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 教育委員会の設置及び組織

第一節 教育委員会の設置、委員及び会議（第二条―第十六条）

第二節 教育長及び事務局（第十七条―第二十三条）

第三章 教育委員会の職務権限（第二十四条―第三十七条）

第四章 教育委員会の管理する教育機関の職員の身分取扱い（第三十八条―第四十一条）

第五章 雑則（第四十二条―第四十四条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の精神に基づき、公正な民意により地方の実情に即した教育行政を行なうために、公選制による教育委員会の制度を設け、もつて教育の目的を達成することを目的とする。

第二章 教育委員会の設置及び組織

第一節 教育委員会の設置、委員及び会議

（設置）
第二条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に教育委員会を置く。ただし、市町村が第二十四条に規定する事務（以下「教育事務」という。）の全部を共同処理する組合を設ける場合においては、当該組合を組織する市町村には、教育委員会を置かない。

（組織）

第三条 都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の教育委員会は七人の委員をもって、指定都市以外の市及び町村の教育委員会は五人の委員をもって組織する。

2 委員は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の定めるところにより選挙する。

（任期）
第四条 委員の任期は、四年とする。

2 委員の任期の起算及び補欠委員の在任期間については、公職選挙法の定めるところによる。

（兼職の禁止）
第五条 委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長、常勤の国家公務員及び地方公務員並びにその就任について両議院又は地方公共団体の議会の選挙、議決又は同意を必要とする国家公務員及び地方公務員と兼ねることができない。

2 都道府県の教育委員会（以下「都道府県委員会」という。）の委員と市町村の教育委員会（以下「市町村委員会」という。）の委員とは、兼ねることができない。

（委員の解職請求）
第六条 委員の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一以上の連署をもつて、その代表者から、当該地方公共団体の選挙管理委員会に対し、委員の解職を請求することができる。

2 前項の請求は、委員の就職の日から一年間又は当該請求に係る委員についての第四項の規定による解職の投票の日から一年間は、することができない。ただし、公職選挙法第百条第四項の規定により当選人と定められて委員となつた者に対する前項の請求は、その就職の日から一年以内でも、することができない。

3 選挙管理委員会は、第一項の請求があつたときは、直ちに請求の要旨を公表しなければなら

ない。

4 選挙管理委員会は、第一項の請求があつたときは、これを委員の選挙権を有する者の投票に付さなければならぬ。

5 第一項の委員の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数については、地方自治法第七十四条第四項の規定を、第一項の規定による請求者の署名については、同法第七十四条第五項及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定を準用する。

6 選挙管理委員会は、第四項の規定による解職の投票の結果が判明したときは、直ちにこれを第一項の代表者並びに当該教育委員会の関係委員及び委員長に通知し、かつ、これを公表するとともに、都道府県にあつては都道府県知事、自治大臣及び文部大臣に、市町村にあつては市町村長、都道府県知事及び都道府県委員会に報告しなければならぬ。その投票の結果が確定したときも、同様とする。

7 委員は、第四項の規定による解職の投票において過半数の同意があつたときは、その職を失う。

8 第四項の規定による解職の投票に關しては、政令で別段の定めをするものを除き、委員の選挙に關する公職選挙法の規定を準用する。

9 第四項の規定による解職の投票は、政令の定めるところにより、地方公共団体の選挙と同時に進行することができる。

(委員の辞職及び資格の決定)

第七條 委員の辞職及び資格の決定については、地方自治法第二百六条から第二百二十八条まで(第二百六条ただし書を除く。)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「普通地方公共団体の議会」とあり、又は「議会」とあるのは「教育委員会」と、「議員」とあるのは「委員」と、「都道府県の議会」とあるのは「都道府県の教育委員会」と、「第二百七条」とあるのは「教育委員会法(昭和四十八年法律第二十号)第十四条」と読み替へるものとする。(服務)

第八條 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならぬ。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員又は委員であつた者は、法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を發表する場合においては、教育委員会の許可を受けなければならぬ。

3 前項の許可は、法律に別段の定めがある場合を除き、拒むことができない。

4 委員は、非常勤とする。

第九條 教育委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長の任期は、一年とする。

3 委員長は、再任されることが出来る。

4 委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行なう。

(会議の招集)

第十條 教育委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、二人以上の委員から書面で會議に付議すべき事項を示して會議を招集すべき旨の要求があつたときは、會議を招集しなければならない。

3 教育委員会の會議の招集は、場所、日時及び會議に付議すべき事項を告示することによつて行なう。

4 前項の告示は、都道府県委員会にあつては會議の日の七日前までに、市町村委員会にあつては會議の日の三日前までにしなければならない。ただし、急を要する場合においては、この限りでない。

(會議の定足数)

第十一條 教育委員会は、委員長(委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときにおいて、第九條第五項の規定により指定された委員)が出席し、かつ、在任の委員(委員長を含む)が出席し、かつ、在任の委員(委員長を含む)の半数以上が出席しなければ、會議を開き、議決をすることができない。ただし、第十四条本文の規定による除外のため半数に達しないとき、又は同一の事項につき再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。

(會議の公開)

第十二條 教育委員会の會議は、公開で行なう。ただし、委員の發議により、出席した委員(第十四条ただし書の規定により出席した委員を除く。以下この節において同じ。)の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会とすることが出来る。

(議決事項及び議決方法)

第十三條 教育委員会の會議においては、第十條第三項の規定により告示のあつた事項についてのみ議決することが出来る。ただし、急を要する事項については、この限りでない。

2 教育委員会の會議の議事は、この法律に別段の定めのある場合を除き、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事参与の制限)

第十四條 委員は、自己、配偶者若しくは三親等内の親族の一人以上に関する事項又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害關係のある事項については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、會議に出席し、発言することが出来る。

(會議録)

第十五條 教育委員会の會議の次第については、會議録を作成しなければならない。

(議事運営等)

第十六條 この法律に定めるもののほか、教育委員会の會議の傍聴、會議録その他教育委員会の會議に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第二節 教育長及び事務局

(教育長)

第十七條 教育委員会に、教育長を置く。

2 教育長は、教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)の規定による教諭の一種普通免許状を有し、かつ、文部省令の定めるところにより、十年以上校長、教員その他の教育に關する職にあつた者のうちから、教育委員会が任命する。

3 教育長の任期は、四年とする。

4 教育長は、再任されることが出来る。

(教育長の職務)

第十八條 教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。

2 教育長は、教育委員会のすべての會議に出席し、議事について助言する。

3 教育長は、自己、配偶者若しくは三親等内の親族の一人以上に関する事項又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害關係のある事項については、議事が行なわれる場合においては、前項の規定にかかわらず、教育委員会の會議に出席することが出来ない。

(事務局)

第十九條 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に、事務局を置く。

2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。

(指導主事その他の職員)

第二十條 都道府県委員会及び指定都市の教育委員会の事務局に、指導主事、事務職員、技術職員その他の職員を置く。

2 指定都市以外の市及び町村の教育委員会の事務局に、前項の規定に準じて必要な職員を置く。

3 指導主事は、当該教育委員会の管理する学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。以下同じ。)における教科内容(保育内容を含む。以下同じ。)及び

その取扱ひその他学校教育に関する専門的事項の指導を行なう。ただし、命令又は監督をしてはならない。

4 都道府県教育委員会の指導主事は、市（指定都市を除く）町村の教育委員会が管理する学校に關しても、前項の職務を行なう。

5 指導主事は、教育職員免許法の規定による教諭の一級普通免許状を有し、かつ、文部省令の定めるところにより、五年以上校長、教員その他の教育に関する職にあつた者でなければならぬ。

6 指導主事は、当該教育委員会が任命した教員（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第二項に規定する教員をいう。）をもつて充てることができる。この場合において、当該指導主事に充てられた教員は、その充てられた期間中、教員の職務に従事しない。

7 事務職員は、事務に従事する。

8 技術職員は、技術に従事する。

9 教育委員会が第一項及び第二項の職員に係る任命権を行なうには、教育長の推薦によるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、教育委員会の事務局に置かれる職員に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（教育長の事務所の統括等）

第二十一条 教育長は、第十八条第一項の職務を行なうほか、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する事務局の職員がその職務を行なう。

（事務局職員の定数）

第二十二条 第二十条第一項及び第二項に規定する事務局の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）の定数は、当該地方公共団体の条例で定める。

（教育長及び事務局職員の身分取扱ひ）

第二十三条 教育長並びに第二十条第一項及び第

二項に規定する事務局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱ひに關する事項は、この法律及び教育公務員特例法に別段の定めがあるものを除き、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。

第三章 教育委員会の職務権限

（教育委員会の職務権限）

第二十四条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に關する事務（大学及び高等専門学校並びに私立大学及び私立高等専門学校を設置する学校法人に係るものを除く）並びに法律又はこれに基づく政令によりその権限に屬する事務で、次の各号に掲げるものを管理し、及び執行する。ただし、市町村委員会にあつては、第二十五条の規定により都道府県委員会が管理し、及び執行する事務（同条第四号に掲げる事務を除く。）については、この限りでない。

- 一 学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に關すること。
- 二 学校その他の教育機関の用に供する財産の取得、管理及び処分に關すること。
- 三 教育委員会の権限に屬する事務に關する契約の締結に關すること。
- 四 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に關すること。
- 五 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに児童、生徒及び幼児の入学転学及び退学に關すること。
- 六 学校の組織編制並びに教科内容及びその取扱ひに關すること。
- 七 教科用圖書の取扱ひに關すること。
- 八 校舎その他の施設及び教員その他の設備の整備に關すること。
- 九 校長、園長、教員（教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師をいう。以下同じ。）その他の教育関係職員の研修に關すること。
- 十 校長、園長、教員その他の教育関係職員並びに児童、生徒及び幼児の保健、安全、厚生

及び福利に關すること。

十一 学校その他の教育機関の環境衛生に關すること。

十二 学校給食に關すること。

十三 青少年教育、婦人教育及び公民館の事業その他社会教育に關すること。

十四 文化財の保護に關すること。

十五 エネスコ活動に關すること。

十六 教育に關する調査及び指定統計その他の統計に關すること。

十七 所掌事務に係る広報に關すること。

十八 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に關する事務に關すること。

（都道府県委員会の職務権限）

第二十五条 前条に規定する事務のうち、次の各号に掲げる事務は、都道府県委員会が管理し、及び執行する。

一 教員の免許に關すること。

二 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（指定都市の設置する学校の職員を除く。以下「給与負担職員」という。）の任免その他の身分取扱ひに關すること。

三 給与負担職員の研修に關すること。

四 給与負担職員の保健、安全、厚生及び福利に關すること。

五 私立学校に關すること。

六 当該都道府県の区域内にある学校の学校給食のための物資のあつせんに關すること。

七 教育に關する法人に關すること。

（教育委員会規則の制定等）

第二十六条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その権限に屬する事務に關し、教育委員会規則を制定することができ

る。

2 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（事務の委任等）

第二十七条 教育委員会は、教育委員会規則の定めるところにより、その権限に屬する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 教育長は、その権限に屬する事務の一部を当該教育委員会の管理する学校その他の教育機関の長に委任し、又は当該長をして臨時に代理させることができる。

3 都道府県委員会は、教育委員会規則の定めるところにより、その権限に屬する事務の一部を市町村委員会に委任し、又は市町村委員会の任命に係る職員をして補助執行させることができる。

4 都道府県委員会の教育長は、その権限に屬する事務の一部を市町村委員会の教育長に委任することができる。

（教育事務に係る予算等）

第二十八条 教育委員会は、毎会計年度、その権限に屬する事務に係る歳入歳出の見積りに關する書類を作成し、これを当該地方公共団体における予算の統合調整に供するため、当該地方公共団体の長に送付しなければならない。

2 地方公共団体の長は、毎会計年度、歳入歳出予算を調製するに当たつて、教育委員会の送付に係る歳入見積りを減額しようとするときは、あらかじめ、当該教育委員会の意見をきかなければならない。

3 地方公共団体の長は、教育委員会の歳入見積りを減額した場合においては、当該教育委員会の送付に係る歳入見積りについて、その詳細を歳入歳出予算に附記するとともに、当該地方公共団体の議会が当該教育委員会に係る歳入額を修正する場合における必要な財源についても明記しなければならない。

4 教育委員会の権限に屬する事務に係る補正予算又は暫定予算の調製については、前三項の規定を準用する。

（地方公共団体の議会の議決を経るべき事件の

取扱い

第二十九条 教育委員会は、法令により地方公共団体の議会の議決を経るべき事件のうち、教育委員会の権限に属する事務に関するものの議案の原案を、当該地方公共団体の長に送付する。

2 地方公共団体の長は、前項に規定する議案については、教育委員会からの原案の送付をまつて、当該地方公共団体の議会の提出することを常例とする。

3 地方公共団体の長は、教育委員会から第一項の原案の送付を受けたときは、すみやかに、議案を作成し、これを当該地方公共団体の議会の提出しなければならない。

4 地方公共団体の長は、前項の場合において、当該送付に係る原案と内容の異なる議案を当該地方公共団体の議会の提出しようとするときは、あらかじめ、当該教育委員会の意見をきかなければならない。

5 地方公共団体の長は、教育委員会から送付された原案と内容の異なる議案を当該地方公共団体の議会の提出する場合においては、当該議案に教育委員会の送付に係る原案及び前項の意見を附記しなければならない。

(教育事務に係る支出命令権)
第三十条 地方公共団体の長は、教育委員会の権限に属する事務に係る予算について、支出を命令する権限を当該教育委員会に委任するものとする。

(建築の実施)
第三十一条 教育委員会は、その管理する学校その他の教育機関の用に供する建物の建築の実施に関する事務を地方公共団体の長に委任することができる。この場合において、地方公共団体の長は、当該委任を受けた建築の実施に関し、教育委員会が意見を申し出たときは、これに従わなければならない。

(基準の設定)
第三十二条 都道府県委員会は、法令に違反しない限度において、市町村委員会の管理する学校

その他の教育機関の組織編制、教科内容及びその取扱いについて、教育委員会規則で、教育の水準の維持向上のため必要な基準を設けることができる。

(通学区域の設定)
第三十三条 都道府県委員会は、高等学校の教育の普及及びその教育の機会均等を図るため、教育委員会規則で、当該都道府県内の区域に応じて就学希望者が就学すべき都道府県委員会又は市町村委員会の管理する高等学校を指定した通学区域を定める。ただし、一の通学区域内にある都道府県委員会又は市町村委員会の管理する高等学校に就学希望者が集中する等特別の事情がある場合においては、通学区域について必要な調整を行なうことができる。

2 前項の場合において、市町村委員会の管理する高等学校に係る部分については、都道府県委員会は、あらかじめ、当該市町村委員会の意見をきかなければならない。

(資料等の提出要求)
第三十四条 文部大臣は教育委員会に対し、都道府県委員会は市町村委員会に対し、それぞれ、都道府県又は市町村の区域内における教育に関する事務に関し、必要な統計その他の資料又は報告の提出を求めることができる。

(教育委員会が処理する国の事務の指揮監督)
第三十五条 地方自治法第五十条の規定は、教育委員会が管理し、及び執行する事務のうち、国の機関として管理し、及び執行するものについて準用する。この場合において、同法同条中「普通地方公共団体の長」とあるのは、「教育委員会」と、「都道府県知事」とあるのは、「都道府県教育委員会」と読み替えるものとする。

第三十六条 教育委員会の委員がすべて欠けた場合においては、当該教育委員会の次の最初の会議まで、教育委員会の行なう事務は、教育長が行なう。

2 委員長は、前項に規定する当該教育委員会の

次の最初の会議に、同項の規定により処理した事項を報告しなければならない。

第三十七条 都道府県委員会の委員がすべて欠け、かつ、その教育長(第二十一条第二項の規定により指定された事務局の職員を含む。以下第二項において同じ。)も欠けた場合においては、文部大臣は、当該都道府県委員会の教育長代理を任命する。

2 市町村委員会の委員がすべて欠け、かつ、その教育長も欠けた場合においては、都道府県委員会は、当該市町村委員会の教育長代理を任命する。

3 前二項の教育長代理は、当該教育委員会の次の最初の会議まで在任する。

第四章 教育委員会の管理する教育機関の職員の身分取扱い
第三十八条 教育委員会の管理する学校その他の教育機関の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱いに関する事項は、この法律及び他の法律に別段の定めがある場合を除き、地方公務員法の定めるところによる。

(職員の任命)
第三十九条 教育委員会が当該教育委員会の管理する学校その他の教育機関の職員(給与負担職員を除く。)に係る任命権を行なうには、教育長の推薦によるものとする。

2 給与負担職員の任命権は、都道府県委員会に属する。この場合において、都道府県委員会が当該任命権を行なうには、当該都道府県委員会の教育長の推薦によるものとする。

3 前項前段の規定による都道府県委員会の権限の一部の委任については、地方公務員法第六條第二項の規定にかかわらず、第二十七条の規定によるものとする。

4 教育委員会の管理する学校その他の教育機関の長は、その所属の職員の任免その他の進退に関する意見を任命権者に対して申し出ることができる。この場合において、大学附置の学校の

校長(園長を含む。)にあつては、学長を経由するものとする。

5 給与負担職員(指定都市の設置する学校の市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下この項において同じ。)で地方公務員法第二十二條第一項の規定により正式任用になつてゐる者が、引き続き同一都道府県内において給与負担職員として採用された場合には、その採用については、同法同条同項の規定は、適用しない。

(職員の研修)
第四十条 市町村委員会は、前条第一項の職員の研修を、地方公務員法第三十九條第二項の規定にかかわらず、都道府県委員会に委託することができる。

2 市町村は、給与負担職員の研修について、都道府県委員会に協力しなければならない。

(地方公務員法の適用の特例)
第四十一条 給与負担職員(指定都市の設置する学校の市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員を含む。)及びその他の教育委員会の管理する学校その他の教育機関の職員に關して地方公務員法第二十六條の規定を適用する場合においては、同法同条中「地方公共団体の議会及び長」とあるのは「地方公共団体の議会、長及び教育委員会」と読み替え、給与負担職員に關して同法の規定を適用する場合においては、同法中次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ、同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

規定	読み替へる字句	読み替へる字句
第十六條 各号列記以外の部分	職員	職員(第三号の場合にあつては、都道府県の教育委員会又はその権限の委任を受けたものの任命に係る職員及び懲戒免除の処分を受けた当該地方公共団体の職員)

第十六条
第三号

当該地方公共団体において都道府県教育委員会又はその権限の委任を受けたものにより

2 前項に定めるもののほか、給与負担職員に關して地方公務員法の規定を適用する場合における技術的調整等は、政令で定める。

第五章 雑則

(市町村の廢置分合等の場合に関する特例)

第四十二条 市町村の廢置分合があつた場合における当該市町村の教育事務の暫定的管理執行機關その他の必要な事項及び指定都市の指定があつた場合における事務引継ぎその他の必要な事項については、政令で別段の定めをすることが出来る。

(市町村の組合に関する特例)

第四十三条 市町村が教育事務の全部又は一部を共同処理する組合を設けようとする場合においては、当該市町村の議会は、地方自治法第二百九十条の議決をする前に、当該市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。

2 都道府県知事は、教育事務の全部又は一部を共同処理する市町村の組合の設置について、地方自治法第二百八十四条第一項の許可の処分をする前に、当該都道府県の教育委員会の意見をきかなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、教育事務の全部又は一部を共同処理する市町村の組合の設置又は解散があつた場合その他これらに準ずる場合における当該組合又は当該関係市町村の教育事務の暫定的管理執行機關その他の必要な事項については、政令で別段の定めをすることが出来る。

(政令への委任)

第四十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

る。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)は、廢止する。

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な事項については、別に法律で定める。

4 第一項及び前項の法律は、この法律による教育委員会の制度が昭和四十九年十月一日に発足するように、制定されるものとする。

理由

教育基本法の精神に基づき公正な民意により地方の実情に即した教育行政を行なうためには、公選制による教育委員会の制度を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〇本議員 たいだいま議題となりました学校教育法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。御承知のとおり、昭和二十二年、学校教育法が制定されるときに、養護教諭の設置が定められました。次いで、昭和三十三年には学校保健法の制定を見、学校における保健管理は、教育の重要な一部門として位置づけられたのであります。かくて、学校医等が常勤でないのが国においては、学校保健の管理上、養護教諭の配置がきわめて重要な意義を持つものとなつてきました。しかるところ、近年、わが国における社会、経済等の急激な進展を背景として、公害をはじめ、健康を阻害する要因が著しく増加しつつあるので、地域社会や学校現場より、児童及び生徒の生命と健康を守るために、養護教諭の配置を求める声がますます高まっております。

しかしながら、学校教育法第二十八条及び第四十条において、小学校及び中学校には「養護教諭を置かなければならない」と定められておりますが、第三十三条には「当分の間、養護教諭は、これを置かないことができる。」と規定されているため、本法の施行後二十六年を経過した今日においても、なお財政上等の理由により、これが養成及び配置が遅々として進んでおらないのであります。これは行政上急慢というほかありません。ちなみに、昭和四十七年度の養護教諭の全国平均配置率は、わずかに公立の小学校四六・九%、同中学校四五・九%に過ぎず、養護教諭等の定数についても小学校児童数八百五十人に一人、中学校生徒数千五百人に一人という標準で算定され、僻地学校の数等による加算が認められたものの、これが定数の増加はなかなか期待できない状況にあります。さらに、その配置基準は、大規模中学校中心であり、小規模学校における児童及び生徒の健康管理はなおざりにされていると申さねばなりません。

次に、高等学校においては、同法第五十条第二項で「養護教諭を置くことができる。」と任意設置の規定になつてゐるため、養護教諭は、全日制の課程、定時制の課程の兼務も余儀なくされて労働過重となつております。

以上のような事態を反映して、地方の学校においては、養護教諭の相当数が困難な数校兼務をしいられ、あるいは交通費も支給されず自弁で兼務するものや、遠隔地の学校または山越えしなればならない学校へ兼務するものなどの事実が指摘されてゐるのであります。そのため流産や健康障害、交通事故等の危険にさらされ、児童及び生徒の健康管理が十分に行なえないばかりか、養護教諭自身の人権問題として表面化してきております。

よつて、この際、学校における児童及び生徒の生命と健康を守る立場から、三年後にはすべての小学校及び中学校に、また五年後にはすべての高等学校にそれぞれ養護教諭を配置しなければならぬこととするため、本案を提出した次第であります。

を置かないことができる。」と規定されているため、本法の施行後二十六年を経過した今日においても、なお財政上等の理由により、これが養成及び配置が遅々として進んでおらないのであります。これは行政上急慢というほかありません。ちなみに、昭和四十七年度の養護教諭の全国平均配置率は、わずかに公立の小学校四六・九%、同中学校四五・九%に過ぎず、養護教諭等の定数についても小学校児童数八百五十人に一人、中学校生徒数千五百人に一人という標準で算定され、僻地学校の数等による加算が認められたものの、これが定数の増加はなかなか期待できない状況にあります。さらに、その配置基準は、大規模中学校中心であり、小規模学校における児童及び生徒の健康管理はなおざりにされていると申さねばなりません。

次に、高等学校においては、同法第五十条第二項で「養護教諭を置くことができる。」と任意設置の規定になつてゐるため、養護教諭は、全日制の課程、定時制の課程の兼務も余儀なくされて労働過重となつております。

以上のような事態を反映して、地方の学校においては、養護教諭の相当数が困難な数校兼務をしいられ、あるいは交通費も支給されず自弁で兼務するものや、遠隔地の学校または山越えしなればならない学校へ兼務するものなどの事実が指摘されてゐるのであります。そのため流産や健康障害、交通事故等の危険にさらされ、児童及び生徒の健康管理が十分に行なえないばかりか、養護教諭自身の人権問題として表面化してきております。

よつて、この際、学校における児童及び生徒の生命と健康を守る立場から、三年後にはすべての小学校及び中学校に、また五年後にはすべての高等学校にそれぞれ養護教諭を配置しなければならぬこととするため、本案を提出した次第であります。

以下、法案の概要について申し上げます。第一は、高等学校に置かなければならない職員として養護教諭を加えることにしております。

第二は、小学校及び中学校に養護教諭を置かないことができる期間を、「当分の間」から「昭和五十一年三月三十一日までの間」に改めるとともに、高等学校には「昭和五十三年三月三十一日までの間」養護教諭を置かないことができることにしております。

第三は、この法律は、公布の日から施行することにしております。

第四は、政府は、すみやかに、養護教諭の養成計画を樹立し、これを実施しなければならぬこととしております。

以上が本案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

たいだいま議題となりました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準につきましては、すでに御承知のとおり、昭和三十四年度より同四十三年度までの間、二回にわたり改善五カ年計画が実施され、いわゆるすし詰め学級の解消をはじめ、学級規模の適正化と教職員の配置率の改善が行なわれたのであります。

さらに引き続いて、第三次改善五カ年計画が策定され、昭和四十四年度から複式学級編制の改善並びに学級担任外教員、養護教員及び事務職員配置率の改善がはかられてつづつてゐるのであります。しかしながら、これらの改善措置も、僻地学校や人口の過疎地域及び産炭地域等に存する公立の小学校及び中学校における教育の実情に対応するものとしては、なお不十分な点が多々見受けられるのであります。

すなわち、現在、これらの地域においては、行財政の貧困もさることながら、いわゆるかぎっ子や非行少年等の問題児が激増しつつあり、かたが

た多学年複式学級による教育は、児童及び生徒の学習効果を著しく減退させ、かつ、教職員の勤務量も増加の一途をたどり、過重な負担を余儀なくさせているのであります。したがって、これが対策として教職員配置の充実をはかることは、多学年複式学級編制の解消につとめることは、目下の緊要事とされているのであります。よって、これらの点を緊急に改善する必要があります。

さらに、わが国の学級編制基準を西ドイツ、イギリス、フランスのそれと比較すると、まだ二人ないし十一人を上回っているのが現状であります。

これら欧米先進国並みに教育条件を整備し教育効果を一層高める必要があります。そこで、現行の学級当たり児童生徒数を改めようとするものであります。

以上の理由により、義務教育水準の維持向上に資するため、本案を提出した次第であります。

以下、本案の内容について御説明いたします。

第一は、公立小学校及び中学校の学級編制の改善であります。

すなわち、その一は、義務教育の水準の向上をはかるため、現行法における一学級四十五人の標準を四十人にするとともに、特殊学級の一学級十三人の標準を十人に改めることであり、その二は、僻地学校等の教育を充実させるため、小学校における三学年複式学級を解消するとともに、二個学年複式学級編制の児童の標準を現行の二十二人から十五人に改めることであり、その三は、僻地学校等の同学年の児童または生徒で編制する場合における一学級の児童または生徒の数の基準を三十人とすることであり、その四は、公立の小学校及び中学校の教職員の定数の標準の改善であります。

すなわち、その一は、小学校教育の指導密度を高めるため、専科担当教員の配置率を新たに定めること。

その二は、五学級以下の小規模学校及び僻地学

校等について、それぞれの教育の指導体制を充実するため、教員の数の加算を行なうこと。

その三は、特殊学校を置く小学校及び中学校について、特殊学級における教育効果を高めるため、教員の数を加算すること。

その四は、義務教育の充実を期するため、養護教員の配置基準を改善し、養護教員は小学校及び中学校に配置することとし、十八学級以上の学校及び僻地学校等について、その数を加算すること。

その五は、学校事務の円滑な運営をはかるため、小学校及び中学校の事務職員の配置基準を改善し、さらに学校図書館の重要性にかんがみ、小規模校においても学校図書館事務担当の事務職員を配置できるように定数の改善を行なうとともに、学校給食の完全給食実施校について、給食事務に従事する事務職員の数を加算できるように新たに定めることとあります。

第三は、その他関係規定の整備を行なうこととあります。

第四は、この法律は、昭和四十九年四月一日から施行することとあります。

第五は、経過措置についてであります。

まず、公立の義務教育諸学校の学級編制につきましては、昭和五十一年三月三十一日までの間は、児童または生徒の数及び学校施設の整備状況を考慮し、改正後の学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、都道府県の教育委員会が学級編制の基準を定めることとしてあります。

次に、公立の義務教育諸学校の教職員定数の標準につきましては、昭和五十一年三月三十一日までの間は、児童または生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、改正後の教職員定数の標準に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定めることといたしております。

以上が本案を提出した理由及び内容の概要であります。

何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

ただいま議題となりました公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

後期中等教育の拡充、整備の問題は、世界各国におきまして最も重要な教育課題の一つであり、その質的な充実発展を目ざして鋭意努力していることは御承知のとおりであります。

わが国におきましても、今日、急速な社会進歩の中で、高等学校教育に対する国民的要求は年々高まり、いまや高等学校進学率は八七％を突破し、ごく近い将来九〇％台に到達することは確実と思われ、このような国民的熱意のもとに後期中等教育の拡充整備は緊急の課題となつてい

ところであります。

これらの点につきまして、すでに昭和四十一年十月、中央教育審議会から答申が出され、また関係各方面からもいろいろ意見が出されております。

わが国の後期中等教育史をひるがえってみますと、遠く明治のころにその学級編制基準は最高五十名とされたものであります。明治、大正、昭和と実に百余年、この間の社会の進展は著しいものがありますが、ひとり後期中等教育の基本をなす学級編制基準はほとんど前進をしていないのであります。また、新制高等学校の発足にあたり制定された高等学校設置基準が公布されて以来、すでに二十五年を経過しておりますが、この基準を下回る貧困な施設・設備、学級編制、教職員配置が依然として行なわれているところに、今日わが国の高等学校教育が当面する最大の問題が

あります。

今日の後期中等教育は、戦前の中等教育のよう

な一部青少年の教育問題ではなくなつてきており、その教育のあり方について根本的な転換が求められているのであります。しかるに、一昨年六月の中央教育審議会答申にも見られるように、能力主義による多様化教育政策に伴って、差別と選別の教育が進められ、青少年は生気を失ひ混迷と

停滞の意識が深まり、いわゆる高校紛争などの問題を惹起しているものであります。さらに、最近の人口の過疎過密現象による教育対策もきわめて重要な課題となつております。

一方、一九六六年九月、ILO・ユネスコの政府間会議で採択された「教師の地位に関する勧告」は、その第九章「効果的な授業と学習のための条件」において、教員の仕事は教員の時間とエネルギーが浪費されないように組織され、援助されなければならないことを明記し、そのための学級規模、補助職員、教授用具及び労働時間など労働条件について詳細に規定しているのであります。

以上のような観点を総合すると、すでに中学校卒業生数が年々減少し、来年度はその最低数を示すといわれる今日、欧米の資本主義諸国、あるいは社会主義諸国に比しても、あまりにも拙劣なわが国の高等学校の教育条件を、この機会にすみやかに正し、学級編制の規模を縮小し、教職員定数の配置基準の拡大をはかり、もって後期中等教育を質的に充実・発展させることは重要なこととあります。

現行の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律は、昭和四十二年に改正されたものでありますが、これは、私どもが要望してまいりました改正意見や教育関係者などの要望、さらに各学校の訴えとははるかに遠いものであります。

そこで、現行法の問題点を若干指摘し意見を述べたいと思ひます。

第一に、学級編制の標準を全日制の課程は四十五人、定時制の課程は四十人としている点であります。

すなわち、国際的趨勢では、一学級当たり三十人前後の標準となつており、また、昭和三十九年東京大学教育学部健康教育学研究室による教室の環境衛生学的調査では、一教室の生徒数は三十人から三十五人が望ましいとしてい

ています。

第二に、教職員定数算定の基礎を生徒数に置いている点であります。

すなわち、最近の傾向として、定時制課程はもろろのこと全日制課程の職業教育を主とする学科の分野においても学年進行に伴い生徒の転出現象が増加してきており、その結果、教職員定数の配置は漸減して、教職員の労働条件は拙悪となり、教育効果の向上もはかれないことになってきていると思っております。

また、義務教育諸学校、高等専門学校及び大学の教員定数については、高等学校のような生徒数を基礎とする算定方式をとっていないのであります。したがって、この際学級数を算定の基礎とする方式を採用すべきであります。このことについては、教育関係者等からも強く望まれているところあります。

第三に、職業教育を主とする学科について小学校補正をして教職員定数を算定している点であります。

すなわち、この方式は、高等学校教育の多様化を一そう推進することになります。さらに職業関係学科は学級を別に編成して実習指導をしているのが実情でありますので、むしろ小学校補正をやめ、実験実習の補正による教職員定数の算定方式に改めることが適切であると考えます。

第四に、教職員定数の算定の対象となる職は、校長、教諭等など五職種に限られている点であります。

すなわち、学校に置くべき必要な職種は原則としてすべて定数法に位置づけるべきであります。学校図書館司書、技術職員、用務員など実際に必要な職種はこれを本法に位置づけ、それらの定数を明確にすることが必要であると考えるのであります。

以上の理由により、高等学校教育水準の一層の向上をはかるとともに、教職員の労働条件の改善に資するため、本案を提出した次第であります。以下、本案の概要について申し上げます。

第一は、公立高等学校の学級編制の標準についてであります。すなわち、一学級の生徒の数は、全日制の課程にあつては三十五人、定時制の課程にあつては二十五人を標準とすることにしております。

第二は、公立高等学校の教職員定数の標準についてであります。すなわち、公立の高等学校を設置する都道府県または市町村ごとの教職員定数は、校長、教諭等、養護教諭等、学校司書、実習助手、事務職員、技術職員及び用務員の職の種類ごとの算定基準に従い、それぞれ算出された数の合計数に百分の百十を乗じて得た数を標準として定めることにしております。

第三は、この法律の施行年月日を、昭和四十九年四月一日とすることとし、昭和五十三年三月三十一日までの間の学級編制及び教職員定数の標準について必要な経過措置を設けたことあります。以上が本案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

ただいま議題となりました教育委員会法案について提案の理由と内容の概要を御説明申し上げます。

教育基本法に、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し、直接に責任を負って行われるべきものである。教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」と明示されておりますが、これこそ民主教育の基本的な精神であると考えられるものであります。この精神にのっとり昭和二十三年、教育委員会制度が制定されましたことは御承知のとおりであります。しかしながら、昭和三十一年、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が施行されました以来、戦後つちかわれてきたこの民主的教育行政制度は根底からくつがえされ、わが国の教育行政は一路中央集権化の道をたどることとなりました。

その例をあげてみますと、都道府県の教育長の任命には、文部大臣の承認を得ることとなり、また、市町村の教育長の任命には都道府県教育委員会の承認を必要とするなど、文部大臣の命令が実質的に末端教育長にまで及ぶことになりました。その上文部大臣の措置要求といった非常手段まで設けられまして中央権力を強め、地方教育委員会の自主性を弱めていることは国民周知の事実であります。

さらに最も注目すべきことは、教育委員会の委員の公選制が任命制に改悪されて現在に至っていることでもあります。

任命制に切りかわることによって国民が教育に直接参与する権利が奪われる結果となりました。また任命制においては、地方自治体の首長の政策に批判的な者ないし反対な者は委員として選ばれなくなり、首長の意に迎合したいわゆるお手盛り人事が行なわれてきた弊害があります。これでは、教育委員会の自主性の喪失と弱体化は避けられないのであります。また教育財政についていえば、教育予算の原案送付権がなくなりまして、これによって、教育財政の確立ということは名目のみに終わったことがあります。

かつて、国民に多大の犠牲を強要したあの悲惨な戦争の貴重な反省の上に積み上げられた民主教育の精神は、またもとの封建的思想へ逆行しつつあるのであります。

ここに日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとりまして、教育行政を本来の国民の手に取り戻すべく本案を提出した次第であります。

次に、法案の内容の概要について申し上げます。

まず第一に、この法律は、教育基本法の精神に基づき、公正な民意により地方の実情に即した教育行政を行なうために、公選制による教育委員会の制度を設け、もって教育の目的を達成することを目指すことにしております。

第二は、都道府県及び市町村に教育委員会を置くこととし、都道府県及び指定都市の教育委員会は七人の委員で組織し、その他の市町村の教育委員会は五人の委員で組織することにしております。

第三は、教育委員会の委員は、公選制とし、公職選挙法の定めるところにより選挙することにしてあります。また、委員の選挙権を有する者は、その総数の三分の一以上の選挙権をもつて、当該地方公共団体の選挙管理委員会に対し、委員の解職を請求することができることにしております。

第四は、教育委員会の職務権限についてであります。

すなわち、その一は、教育委員会は、大学及び高等専門学校並びにこれらの学校を設置する学校法人にかかるとを除き、学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関する事務、教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事務、学校の組織編制並びに教科内容及びその取り扱いに関する事務等のほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務について管理、執行することとしてあります。そのうち、特に申し上げたいことは、地方公共団体の長の権限に属する教育事務で、教育財産の取得及び処分並びに教育委員会の所掌事項に関する契約の締結については、これを教育委員会の権限に移すことにしたことあります。

その二は、従来、都道府県知事の所管とされていた私立学校に関する事務を都道府県教育委員会の職務権限とすることとしてあります。

第五は、教育予算及び教育事務にかかる条例案に対する教育委員会の原案送付権についてであります。

すなわち、その一は、教育委員会は、毎会計年度、その教育事務にかかる歳入歳出の見積り書類を作成し、これを当該地方公共団体の長に送付しなければならないこととし、また、地方公共団体の長は、教育委員会の送付にかかる歳入歳出見積りを減額しようとするときは、当該教育委員会の意見聴取を必要とし、減額した場合には、当該教育委員会の送付にかかる歳入歳出見積りの詳細を歳

入歳出予算に付記することにしております。

その二は、地方公共団体の議会の議決を経るべき事件で教育委員会の教育事務にかかるものの議案の原案送付等については、前に述べました教育委員会の教育事務にかかる歳入歳出予算の場合に準じた措置を講ずることとしております。

なお、地方公共団体の長は、教育委員会の教育事務にかかる予算について、支出命令権を当該教育委員会に委任するものとしております。

第六は、教育委員会等の教育事務の管理、執行について違反の是正または改善のための文部大臣の措置要求及びこれに必要な調査並びに県費負担教職員の勤務成績の評定に関する規定は、これを設けないこととしております。

第七は、教育長は、一定の資格を有する者のうちから、教育委員会が任命することとしておりますが、この場合、文部大臣等の承認を要しないこととしております。

第八は、教育委員会の会議の公開等に関する規定を設けることとし、その他所要の規定を整備することとしております。

最後に、この法律は、別に法律で定める日から施行することとし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律は、これを廃止することとしております。なお、この法律の施行に伴い必要な事項については、別に法律で定めることとしております。

以上が本案を提出いたしました理由及び内容の概要であります。

何とぞ十分に御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

○田中委員長 次に、内閣提出、国立学校設置法等の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。奥野文部大臣。

国立学校設置法等の一部を改正する法律案

国立学校設置法等の一部を改正する法律
(国立学校設置法の一部改正)

第一条 国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の二 高エネルギー物理学研究所及び国文学研究資料館(第九条、第九條の二)」を「第三章の二 国立養護学校(第九條の二)」を「第三章の三 国立大学共同利用機関(第九條の二)」に改める。

第二条中「第三章の二に定める」を「第九條の二第一項の表に掲げる」に改める。

第三条第一項の表中

畜産学部

帯広畜産大学

旭川医科大学

畜産学部

に改め、同表山形大学の項

医学部

医学部

に改め、同表愛媛大

学の中「理学部」を

理学部

に改める。

第三条の二第一項中「群馬大学」を「群馬大学」に、「三重大学」を「滋賀大学」に改める。

第三条の三第二項の表中小樽医科大学短期大学部の項の次に次のように加える。

東北大学医療技術短期大学部

宮城県

東北大学

第四条第一項の表千葉大学の項中「腐敗研究所」を「生物活性研究所」に、「腐敗に関する」を「生物活性に関する」に改め、同表東京医科大学の項中

歯科大学の項中

医用器材研究所

東京都

医用器材に関する学理及びその応用の研究

を

難治疾患研究

東京都

医用器材に関する学理及びその応用の研究

改め、同表名古屋大学の項中

空電に関する学理及びその応用の研究

空電研究所

空電に関する学理及びその応用の研究

空電研究所

大気水圏環境の構造と動態に関する総合研究

水圏科学研究所

第三章の二を次のように改める。

第三章の二 国立養護学校

第九條 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)第十四条に掲げる国立特殊教育総合研究所との相互協力の下に教育を行なう養護学校として、神奈川県に、国立八里派養護学校を置く。

第三章の二の次に次の一章を加える。

第三章の三 国立大学共同利用機関

(国立大学共同利用機関)

第九條の二 国立大学における学術研究の発展に資するための国立大学の共同利用の機関として、それぞれその目的たる研究等を行ない、かつ、国立大学の教員その他の者で当該機関の目的たる研究と同一の研究に従事するものに利用させるため、次の表に掲げるとお

り、研究所を置く。

国立大学共同利用機関の名称	位置	目的
高エネルギー物理学研究所	茨城県	高エネルギー陽子加速器による素粒子に関する実験的研究及びこれに関連する研究
国文学研究資料館	東京都	国文学に関する文献その他の資料の調査研究、収集、整理及び保存
国立極地研究所	東京都	極地に関する科学の総合研究及び極地観測

2 前項の表に掲げる機関は、国立大学その他の大学の要請に応じ、当該大学の大学院における教育に協力することができる。

(学校教育法の一部改正)

第二条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条 大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

第五十五条第二項中「四年の専門の課程とこれに進学するための二年以上の課程」を「当該課程を専門の課程及びこれに進学するための課程とに分ける場合においては、これらの課程は、それぞれ四年の課程及び二年以上の課程」に改める。

第五十八条第二項中「前項のほか」の下に「副学長」を加え、同条第三項の次に次の一項を加える。

副学長は、学長の職務を助ける。

第六十八条の二中「学長」の下に「副学長」を加える。

第八十七条の次に次の一条を加える。

第八十七条の二 この法律（第五十三条を除く。）及び他の法令（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）及び国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）並びに当該法令に特別の定めのあるものを除く。）における大学の学部には、第五十三条ただし書に規定する組織を含むものとする。

（国立学校設置法の一部改正）
第三条 国立学校設置法の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の二 国立高等専門学校（第七条の二）」を「第二章の二 筑波大学の組織（第七条の二）第七条の五」に改める。

第三条第一項中「位置及び学部」の下に「筑波大学にあつては、名称及び位置」を加え、同

項の表中

筑波大学	茨城県	人文文学部
		教育学部
		理学部
		工学部
		農学部

を

茨城大学

茨城県

人文文学部

教育学部

理学部

工学部

農学部

に改め、

筑波大学	茨城県	人文文学部
		教育学部
		理学部
		工学部
		農学部

に改め、

同表東京教育大学の項中

「文学部
教育学部
理学部
工学部
農学部」
を「教育学部
農学部」

部
に改める。

第三条の二第一項中「茨城大学」を「筑波大学」に改める。

第二章の二中第七条の二を第七条の六とし、同章を第二章の三とし、第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 筑波大学の組織

（学群、学系及び学類）

第七条の二 筑波大学に、学校教育法第五十三条ただし書に定める組織として学群及び学系を置く。

2 前項の学群は、教育上の目的に応じて組織するものとし、第一学群（人文、社会及び自然の各基礎的分野に関する教育を行なう学群）、第二学群（比較文化、人間、生物及び農林の各分野に関する教育を行なう学群）、第三学群（社会工学、情報及び基礎工学の各分野に関する教育を行なう学群）、医学専門学群、体育専門学群及び芸術専門学群とする。

3 第一学群、第二学群及び第三学群に、文部省令で定めるところにより、それぞれ数個の学類を置く。

4 第一項の学系は、研究上の目的に応じ、かつ、教育上の必要性を考慮して組織するものとし、その種類その他必要な事項は、文部省令で定める。

（参与会）

第七条の三 筑波大学に参与会を置く。

2 参与会は、参与若干人で組織し、参与は、筑波大学の職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、学長の申出を受けて文部大臣が任命する。

3 参与会は、大学の運営に関する重要事項について、学長の諮問に応じ、審議し、及び学長に対して助言又は勧告を行なう。

（評議会）

第七条の四 筑波大学に評議会を置く。

2 評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

一 学長

二 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条に定める部局長

三 各学系ごとに当該学系から選出される教授 各一人

四 各学類ごとに当該学類から選出される教授 各一人

3 前項各号に掲げる者のほか、評議会の議に基づいて学長が指名する教員若干人を評議員に加えることができる。

4 第二項第三号及び第四号並びに前項の評議員は、学長の申出に基づいて文部大臣が任命する。

5 評議会は、大学の運営に関する重要事項について審議し、並びにこの法律及び教育公務員特例法の規定によりその権限に属せられた事項を行なう。

（人事委員会）

第七条の五 筑波大学に人事委員会を置く。

2 人事委員会は、副学長及び評議会が定めるところにより選出される教員で組織する。

3 人事委員会は、教員人事の方針に関する事項について審議し、及び教育公務員特例法の規定によりその権限に属せられた事項を行なう。

第十一条中「昭和二十四年法律第一号」を削る。

第四条 国立学校設置法の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中東京教育大学の項を削る。

第三条の二第一項中「東京教育大学」を削る。

第四条第一項の表中東京教育大学の項を削る。

（教育公務員特例法の一部改正）
第五条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「大学の」の下に「副学長、」を加える。

第二十二條中「第三章の二に規定する」を「第九条の二第一項の表に掲げる」に改める。

第二十五條第一項各号を次のように改める。

一 第四條第一項については、学長にあつては「評議会（一個の学部を置く大学にあつては、教授会）」、部局長にあつては「学

長、教員にあつては「教授会（国立学校設置法第二章の二の規定によりその組織が定められた大学にあつては、人事委員会）」の議に基づき学長」

二 第四條第二項、第七條、第八條、第十一條及び第十二條第二項については、「評議会（一個の学部を置く大学にあつては、教授会）」の議に基づき学長」

三 第五條、第六條及び第九條については、学長及び教員にあつては「評議会（一個の学部を置く大学にあつては、教授会）」、部局長にあつては「学長」

四 第十條については、「学長」

五 第十二條第一項については、学長にあつては「評議会（一個の学部を置く大学にあつては、教授会）」、教員及び学部長にあつては「教授会（国立学校設置法第二章の二の規定によりその組織が定められた大学にあつては、人事委員会）」の議に基づき学長、学部長以外の部局長にあつては「学長」

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二条の規定、第三条の規定（次号及び第三号に掲げる規定を除く）、第五条の規定（教育公務員特例法第二十二條の改正規定を除く）並びに附則第三項及び第五項の規定 昭和四十八年十月一日

二 第三条の規定（国立学校設置法第三章の二第一項の改正規定並びに第二章の次に一章を加える改正規定のうち第七條の二第二項（第二学群及び芸術専門学群に係る部分に限る。）及び第三項（第二学群に係る部分に限る。）に係る部分 昭和五十年四月一日

三 第三条の規定（国立学校設置法第二章の次に一章を加える改正規定のうち第七條の二第

二項及び第三項（第三学群に係る部分に限る。）に係る部分 昭和五十二年四月一日
四 第四條の規定及び附則第四項の規定 昭和五十二年四月一日

（在学年数の計算に関する経過措置）
2 昭和四十八年度に旭川医科大学、山形大学若しくは愛媛大学の医学部、埼玉大学若しくは滋賀大学の大学院、東北大学医療技術短期大学部又は国立久里浜看護学校に入学した者は、在学年数の計算に関しては、昭和四十八年四月一日から当該大学、学部、大学院、短期大学部又は看護学校にそれぞれ在学していたものとみなす。
（東京教育大学の文学部等の存続に関する経過措置等）

3 東京教育大学の文学部、理学部及び体育学部は、第一項第一号に掲げる規定による改正後の国立学校設置法第三條第一項の規定にかかわらず、昭和五十二年三月三十一日（その日前に、昭和四十八年九月三十日に当該学部在学する者が当該学部在学しなくなつたときは、その在学しなくなつた日）まで存続するものとする。

4 昭和五十二年三月三十一日に東京教育大学に在学する者は、同大学を卒業するため必要であつた課程の履修を引き続き筑波大学において行なうものとし、同大学は、そのため必要な教育を行なうものとする。この場合における課程の履修その他当該学生の教育に關し必要な事項は、同大学の定めるところによる。

（筑波大学の最初の学長等の任命）
5 第一項第一号に掲げる規定の施行後最初に任命すべき筑波大学の学長及び副学長は、文部大臣が東京教育大学の学長の意見を聞いて任命する。

（文部省設置法の一部改正）
6 文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第八條第四号中「国立高等学校」の下に「及び国立看護学校」を加え、「行方」を「行なう」に改める。

第九條第二号中「国立高等学校」を「学校」に改める。
（国立学校特別会計法の一部改正）
7 国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十二項以下を一項ずつ繰り下げ、第十二項の次に次の一項を加える。
12 国立学校設置法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）第一條の規定の施行の日（前日）に文部省設置法第十四條に掲げる国立科学博物館の内部組織として置かれていた極地研究センターは、昭和四十八年四月一日から国立極地研究所であつたものとみなし、これに係る債務の負担又は支出で国立学校設置法等の一部を改正する法律第一條の規定の施行の日（前日）までに一般会計の昭和四十八年度の予算に基づいてしたものは、この会計の同年年度の予算に基づいてしたものとみなし、これに係る収入で同日までに収納した一般会計の同年年度の歳入に属するものは、この会計の歳入とみなす。

理由

旭川医科大学を新設し、山形大学ほか一大学に医学部を設置する等国立学校の設置及び組織の整備を行なうとともに、大学改革の推進に資するため、大学に学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができるものとする等大学制度の改善を図り、新しい構想に基づく大学として筑波大学を新設し、同大学の組織を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○奥野國務大臣 このたび政府から提出いたしました国立学校設置法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
この法律は、新しい構想に基づく筑波大学の創

設を含む国立大学の新設、学部の設置その他国立学校の整備充実について規定するとともに、大学の自主的の改革の推進に資するため必要な措置等について規定しているものであります。

まず、筑波大学以外の大学の設置等について御説明申し上げます。その第一は、旭川医科大学を新設するとともに、山形大学及び愛媛大学にそれぞれ医学部を設置しようとするものであります。これは、近年における医療需要の増大と医師の地域的偏在に対処し、医師養成の拡充をはかるとともに、医学の研究を一そう推進しようとするものであります。

第二は、国立大学の大学院の設置についてであります。これまで大学院を置かなかつた埼玉大学及び滋賀大学にそれぞれ工学及び経済学の修士課程の大学院を新たに設置し、もつてその大学の学術水準を高めるとともに、研究能力の高い人材の養成に資しようとするものであります。

第三は、東北大学医療技術短期大学部の新設についてであります。近年における医学の進歩と医療技術の高度の専門化に伴い、看護婦、臨床検査技師、診療放射線技師等の技術者の資質の向上をはかるため、東北大学に医療技術短期大学部を併設するものであります。

第四は、東京医科歯科大学及び名古屋大学にそれぞれ設置する難治疾患研究所及び水圏科学研究所の設置並びに千葉大学の腐敗研究所の改組についてであります。東京医科歯科大学の難治疾患研究所につきましては、現在同大学の医学部に付属して設けられている研究施設を整備統合し、医学の進歩にもかかわらず、現在なおその病因等が解明されていないために、治療法等が確立されていない難病についての基礎的研究を総合的に推進しようとするものであります。また、名古屋大学の水圏科学研究所は、同じく同大学の既設の研究施設を基礎とし、地球環境の諸問題の解決に資するため、大気水圏環境の

構造と動態に關する総合的な研究を推進しようとするものであります。また、千葉大学に付置されております腐敗研究所につきましましては、時代の進展に伴い、腐敗という現象の究明から発展して生命科学の一分野としての生物活性全般に關する研究をさらに推進する必要があることにかんがみ、これを生物活性研究所に改組しようとするものであります。

第五は、国立久里浜看護学校の設置についてであります。心身に障害を有する児童、生徒のうち、特に障害が重度であり、あるいは重複している者の教育の方法、内容等については、一昨年開設された国立特殊教育総合研究所において實際的研究が行なわれていたところであり、この實際的研究を行なう上で不可欠となる実験教育の場として、新たに、国立久里浜看護学校を設置しようとするものであります。

第六は、国立極地研究所の設置についてであります。極地の科学に關する研究は、地球上の種々の自然現象を解明し、また地球の生成、発展の歴史を解くために不可欠であります。これまでの南極観測十八年の成果を踏まえ、さらに極地の総合的、科学的研究及び極地観測を推進するため、国立大学共同利用機関として、新たに、国立極地研究所を設置するものであります。

次に、後ほど御説明申し上げます筑波大学の新しい構想の實現とともに、各大学における自主的な改革の推進に資するため、大学制度の弾力化等の措置について所要の改正を行なうこととしております。

第一に、大学成立の基本となる組織について、これを従来認められてきた学部のみに限定することなく、それぞれの大学において教育、研究上の目的を達成するため、学部以外の教育、研究のための組織を置くことが有益かつ適切であると認められる場合には、学部の設置にかえてそのような組織を置くことができることとしたしております。

ます。

大学には、従来、特定の学問領域ごとに教育と研究を一体的に行なうための組織として学部が設けられ、これが大学の中心組織とされてきたのであります。近年における大学教育の拡張と学術の急速な進展に伴い、このような学部を中心とする教育と研究のあり方について再検討を求め、機運が高まっております。中央教育審議会をはじめ、各方面における大学改革に関する議論の中でも、この点をめぐる各種の問題点なり提議がいろいろの角度から提起されるにいたっております。すでに海外の諸大学においても、教育研究組織の改善について積極的な検討が進められており、幾つかの大学においては、新しい試みが実施に移されていくところでもあります。わが国においても、現に多くの大学において、学部制度の改善を含め、教育及び研究の基本となる組織のあり方について真剣な検討が加えられているのであります。

そこで、これからの大学制度のあり方を考える場合、大学の基本的な構成要素を単に学部のみに限定する必要はなく、それぞれの大学における教育研究上の必要に応じ、それぞれの大学の判断するところによりさらに弾力的な組織形態をとり得る道を開くことが、大学改革を推進する上でこの際特に必要であると考えた次第であります。

筑波大学の構想はその一つの例であります。筑波大学の構想に限らず、今後、大学がみずからの発意により積極的に新しい適切な組織によることを希望する場合には、その内容を十分検討の上それが実現できるようにしてまいりたいと考えております。

なお、以上のことと関連し、従来は大学には、数個の学部を置くことを常例とし、一個の学部のみを置くいわゆる単科大学は特別の必要のある場合にのみこれを認めることとしていたことを改め、大学に学部を置く場合、その数については特に問わないようにすることといたしております。

第二に、医、歯学部における履修方法の弾力化について措置することといたしております。これ

まで医、歯学部につきましては、六年の修業年限を二年以上の進学課程と四年の専門課程に区分して履修させることとしておりました。しかし、最近における医学の高度の分化発展に伴い専門教育の一その充実をはかるとともに、全在学期間にわたる充実した教養教育を行なうため、六年間を通じた弾力的なかつ効率的な教育課程を編成する必要が医学教育に携わる多くの関係者から指摘されるに至っております。そこで、各大学の判断により、従来の方式をとることも、あるいは六年間を通ずる一貫した教育を行なうことも、いずれの方式をもとり得るよう制度を弾力化する道を開くことといたしております。

第三は、大学に必要に応じて副学長を置くことができるようにいたしました。最近、大学の中にはその規模が著しく拡大し、これに伴い組織、編成が複雑化しつつあるものが見受けられるようになっております。このような大学についてこれを有機的な総合体として教育、研究の両面にわたる適確に運営してまいることは、学長にとってまことに容易ならぬ職責となつております。大学改革に関する多くの意見の中でこのような学長の負担を軽減し、大学の機能的な運営をはかため、その補佐役を設ける必要があるという指摘がなされております。これはきわめて当然のことと思われるのであります。このような観点から、大学がその事情により必要があると判断した場合に学長の職務を助けることを任務とする副学長を置き得ることといたしたのであります。

以上御説明申し上げました諸点はいずれも国、公、私立を通じてすべての大学に適用される規定であり、かつ、大学がみずからの判断によつてその採否を決定し得る事項であります。このような制度の弾力化を通じて大学自身の手による自主的な改革が一その進展を見ることを強く期待するものであります。

次に、この法律は、以上の大学制度の弾力化を踏まえた新しい構想に基づく大学として筑波大学を新設することといたしております。

この筑波大学は、東京教育大学が自然環境に恵まれた筑波研究学園都市へ移転することを契機として、そのよき伝統と特色は受け継ぎながらこれまでの大学制度にとらわれない新しい総合大学を建設しようとするものであり、かねてから東京教育大学との緊密な連携のもとに、同大学における検討の成果を基礎としつつ、他大学などの学識経験者の参加も求めて検討を進めてまいつたものであります。

この大学の特色の第一の点は、従来の大学に見られる学部、学科制をとらず、学群、学系という新しい教育、研究組織を取り入れていくことであります。すなわち、学群は学生の教育指導上の組織として編成され、広い分野にわたつて、学生自身の希望に基づき選択の中で将来の発展の基礎をつちかうことができるよう配慮されているものであり、それそれ幅広い教育領域を擁する第一学群、第二学群及び第三学群並びに医学、体育及び芸術の各専門学群を置くことといたしております。同時に、これらの学群の教育に当たる教員の研究上の組織として、学術の専門分野に応じて編成する学系を置き、研究上の要請に十分対処し得る条件を整備することといたしております。

第二に、大学が開かれた大学として適切に運営されることを確保するため、その管理運営に当たする組織について次のような措置を講ずることといたしております。すなわち、参事会を設置し、大学の運営に当たり、大学自身の自主性を基礎としつつ、必要に応じて学外の有識者の意見を取り入れることができるよう配慮するとともに、副学長のほか、学群、学系などに属する教員により構成されるそれぞれの教員会議と緊密な連携のもとに評議会及び人事委員会等の全学的組織を設け、全学の協調を基礎とした機能的な運営をはかるとことといたしております。

このうち人事委員会は、学群、学系制度による教育、研究の機能的分化に対処して、教育、研究両面からの要請を勘案しながら全学的な見地に立つて適正な人事を確保することを目的とするものであります。

以上のような大学の管理運営方法の改善を通じて、真の総合大学にふさわしい大学の自治の確立を目ざそうとするものであります。

なお、同大学につきましては教育目的に即した総合的なカリキュラムの編成、総合的な研究計画を遂行するためのプロジェクト研究システムの導入等、教育研究のいろいろな面に創意くふうをこらしてまいる所存であります。

この筑波大学は、相当の規模の総合大学を目ざすものであり、その新構想の理念を確実に実現していくため、昭和四十八年十月に開学し以後年次計画をもつてその整備を進めることといたしております。また、さきに申し上げましたとおり、同大学は、一面において東京教育大学の発展的解消により創設されるという側面を持つものでありますので、筑波大学の整備と並行いたしました。東京教育大学については、年次的に閉学措置を進めることとし、昭和五十三年三月三十一日限りこれを廃止することといたしております。

以上のほか、この法律におきましては、国公立の大学にかかる副学長の任免その他について若干の定めをすることといたしております。

その第一は、副学長という制度を新たに設けることに伴い、その任用方法等について規定したことであります。すなわち、大学に副学長を設ける場合には、その任免等の手続は、その職務の内容を勘案し、現行の部局長と同様の取り扱いにすることといたしております。

第二に、学長の選考等に関する事項を扱う大学管理機関としての協議会は、これを廃止し、その権限を、評議会に移すことといたしております。これは、現在、協議会と評議会の構成員が多くの大学においてほぼ一致しているという実情にかんがみ、制度の簡素化をはかうとするものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くだ

さいますようお願いいたします。

○田中委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○田中委員長 文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。長谷川正三君。

〔委員長退席、森喜（委員長代理着席）〕

○長谷川（正）委員 文部大臣に質問をいたします。

現在、御承知のように、春闘共闘会議に結集されたたいへん広範な日本の各労働組合が、今日の激しい物価高の中でその生活を守るために大幅な賃金の引き上げを求め、あるいはまた公務員関係におきましては、労働基本権がまだ十分に保障されてないような現状の中で、完全な労働基本権確立を目標にし、あるいはまた従来そうした情勢の中で幾多の処分を受けてきた、こういうものの撤回を求め、あるいはまた国民的な大きな課題になっております年金の問題、老後の保障の問題、こうしたきわめて切実な要求を掲げて春の戦いを進めておられて、いまこれが戦後最大の規模に盛り上がっていることは御承知のとおりであります。私も、正常な労使関係が確立して、使用者と被使用者が公正、対等の立場で、できれば平和的な団体交渉の中でのことが解決されること、これが最も望ましいと思うのであります。特に教育の世界におきましては、大切な子供を扱うわけでありまして、ひととき労働問題についてとはほんとうにそれぞれの所管の使用者、被使用者の間で話し合いによって、しかも、公正に正当な問題が解決するような状態をできるだけ早く確立したいと私は願っております。私自身かつて教職にあり、あるいは教職員組合の運動の一半の責任をなした時期があり、そして年ごとと言つてもいいくらいに賃金の問題や、その他勤務条件の問題あるいは教育全般の改善の問題等につ

いて切実な要求を掲げて当局に要求し、いろいろな運動を展開した中で絶えず願いましたことは、でき得れば話し合いで解決してもらいたい、そういう理解ある当局の態度を望む、こういう切実な願いを持ち続けてまいりました。

そういう中で、実は四月二十一日の土曜日の読売新聞の夕刊を私見ますと、「ゼネスト」へ緊迫」という大きい見出しで、そして「文相が強硬指示 日教組参加者厳重処分を」という見出しの記事が第一面の記事として載っております。私はそれをざっと読みまして、率直に非常に衝撃を受けたのであります。労働運動の問題あるいは教育の問題、これを二重に重ね合わせて考えますと、特に教育行政の問題につきましては、命令と服従という関係よりは指導と助言、そして条件の整備、こういったことが文教行政の基本であることは、繰り返して本委員会でも議論せられたところでありました。

ところが、この文相の報道の中身を見ますと、今日非常な悪条件の中で子供の教育を守るために血みどろになって奮闘しておる現場の教職員の悩み、要求、願い、こういったものに対して、文教行政の最高責任者であられる文部大臣は最もよくこれに耳を傾け、これに理解を持ち、その解決の先頭に立っていただく、そこから非常な信頼と尊敬が生まれる、そういう中で文教行政が行なわれるようであつてほしい、これは私の切なる望みであるわけでありまして、そういう姿勢を期待しておるのに対して、いまの見出しの記事はあまりにかけ離れた記事であつたから衝撃を受けたわけでありました。

そこで、端的にお聞きいたしますが、文部大臣はこのゼネストの非常に高まってきておる時期にあたりまして、新聞の報道では全国都道府県・指定都市教育長会議というものを臨時招集なさつて、そこでこの強硬指示をされたというふうに報道されておりますが、それが事実であるかどうか、正確にいつどこでどういう指示をなさつたのか、ひとつこれをお聞きいたします。

○奥野国務大臣 新聞に報道されております時期、場所、教育長さんたちを集まってもらう機会を持ったわけでございます。

その際に、私はいろんなことを申し上げているわけでございますけれども、根本は、今回の半日ストが行なわれる、そのことに關して私の気持ちをお聞かせたい。私は養護学校の問題や定年制の問題、いろんなことを申し上げましたが、これが基本でございます。その際に私が申し上げましたのは、私たちはいま先生の処遇を改善したいのです、これに全精力をなげうっているのです、そういうことで法案も国会に提出をしているのだ、その法案の中には、義務教育教員の給与は一般の公務員に比較して優遇されなければならない、その措置を計画的に進めるのだ、こういうことを国権の最高機関である国会で大方針として確定してもらおうとしているのです、そういう意味で非常に重要な時期なんです。同時に、教員の給与はやはり国民の血税からまかなわれていくのだから、国民がこのことについてよく理解を持ってくれないと、私たちがせっかく大きな方針を確立しようと思つてもむずかしくなるのですよ、こういう二つのことを強く申し上げました。

私は基本的に、教育の基本は教師にある、同時に文部省は教育の諸条件を整備する、したがつて、ともども力を合わせていかなければならぬ、不幸にして二十数年来、必ずしも好ましい形にはきていない、これを何とか調いのある姿にしたい、これは私どもの基本的な努力目標だと思つております。したがって、組合のことをあれこれ批判することはこういう問題の前進に役立たないのだが、私はストに参加してもらつてはいま申し上げましたような二つの大きな問題からいつて困るのだ、だからこういうストについてもあえて言及せざるを得ないのだというところで、私はこのストの違法性を強く訴えまして、自重をしてもらうように教育長の皆さんに御努力をわずらわしたい、こういうことをお願いしたわけでありまして、ストに参加してもらわないことがわれわれの

最大の目標なんだ、しかし不幸にしてそういう場合には、やはり秩序を守るためには厳正な処分をお願いせざるを得ない、こう申し上げたわけでございます。

○長谷川（正）委員 新聞の記事によりますと、いま文部大臣も最後のほうでちよびつとおっしゃいましたが、「文相は冒頭のあいさつで、二十七日に予定されている日教組（槻枝元文委員長、五十八万人）の「午前半日スト」を中止させるため個々の教師に対する服務指導を徹底するよう要請するとともに「万一ストが決定された場合、参加者は厳正処分をしてほしい。今回の公務員共闘ストに対しては、一、二の省庁だけが処分を軽くし、い子」になるようなことは絶対にない」と強調、各教委はこれまでにない厳しい、統一した処分をするよう訴えた。」というふうにあるのですね。これは、いまの文部大臣の前段のことばには何か教職員に理解のあるようなおことばもありませんけれども、いまの緊迫した事態にこういう異例の、従来ほとんどなかったやり方をやられて、しかもそこで呼号されておるのは、要するに厳重処分だ、威嚇である。こういうあり方はどうして、先ほど申し上げた文教行政のあたたい指導、助言を中心にした――権力を振り回して、権力主義で有無を言わず押しつける、こういうふうなことをやってはいけないというその考え方とおよそかけ離れているという強い印象を持ち、これはかえって火に油を注ぐようなものだ、こういうふうに感じたわけでありまして、文相はむしろここで強調されるのは、教職員の窮状等についてよく知っておるということを訴え、これについて改善するから自重してほしいということなら立場上わかりやすいけれども、処分第一主義のこういう姿勢というものは、問題をますます混乱させていく種を文相みずからまいておるのではないか、こう思うのですが、それに対して責任をお感じになつていないかどうか。

○奥野国務大臣 私は先ほど申し上げたとおりでございます。処分を振りかざして会議に臨んだ

○長谷川(正)委員　この席ではそういう御答弁のようですが、私にはむしろ最後にちよつとつけ足したところがあるが、実は教育長会議招集の主目的であつたように思われてならない。

しかし、これはこれ以上ここで議論することはやめまして、次に、その中で文部大臣はこういうことをおっしゃつておると報道されております。つまり、全文を読み上げると長くなりますから内容を簡単に申し上げますと、日教組が今回の半日ストの方針を昨年六月の秋田で開かれた定期大会で決定している。これは、ストは話し合いが決裂した場合のものなのに、一年も前からスケジュールを組んで話し合い抜きで決行するとはけしからぬ、こういうことをおっしゃつてゐるのですね。これはそうおっしゃつたのですか。

○奥野国務大臣　ことばは別にいたしましたして、そ

○長谷川(正義) これは近代政治家である奥野文部大臣としては、あまりにもいただけないことばだと思ひます。これは労働運動のロの字も御存じない方ならしかたがない。しかし、労働運動のイロハを知っていたら、これは一つの方針が立てられ、そして従来の経験からなかなか口で言つただけでは要求が通つてこない、改善されないというやうなときに、こういうような憲法に保障された労働基本権に基づく方針を立てるといふことは当然であります。そして、それはもちろん文相が言われるように、そういうものを立てておいてそれから交渉して話し合いがつけば、必ずしも一〇〇%要求が通らなければしやにむにやるといふものではありません。当然そこに当局の誠意が認められるということが話し合いの段階でわかれば、ストというのは回避されるのが普通であります。きめてあるから全部やるなんて、そういうばかげた労働運動はないのでございます。それでしよう。それであるのに、日教組が方針でこういうことを考えたこと自体が、話し合いもしないでという言ひ方は労働運動を全く知らない方のおしやることばなら別でありますけれども、これはむちやな言ひ方だと思ひますが、そう思ひませんか。

○奥野国務大臣 日教組の幹部の方々にもいろいろな方がいらつしやると思ひます。また、何十万人たをとまとめていくのですから、ずいぶん御苦労も多いと思ひるのでございます。しかし、いままでとつてこられた経過をずっとながめてまいりますと、私はやはりスケジュール闘争と言わざるを得ない、こういう判断をしておるわけでございします。そういうことのないようにお互いに努力をしまして、過去ずっと続いてきておるわけでございします。同時にまた、日教組として配つておられるものを私が見ますと、皆さんどう判断されるか知りませんが、たとえばわれわれが今度の給与の改善法案を提出しておるわけでございますけれども、

○長谷川(正)委員　教職員の心を得ないような文教行政でどうしてりつぱな教育を実施することができませんか。もしそこに誤解があれば――あるかもしれません。そうであれば、それを取り除くのは当然文部大臣の責任であります。日教組が、政府のやることは全部悪いなんていつておるのではありません。ある一つの問題をとらえて批判したたにすぎません。これは批判の自由があるはずで、すももそれが誤りである、誤解があると思うから、それを解く努力が必要だ。そこで私がいまお聞きいたしましたのは、一つは労働運動を知らな過ぎるじゃないか。方針を立てたからそれがけしからぬ、それはもう実におかしい。そうではなく

○奥野國務大臣　ちよつと憲法前文を読み上げましたように、政府のほうの政策につきまして、いやなもの、反対、いいものは賛成、これはけっこうなんでございますけれども、とにかく反政府的な考え方が一貫しているような姿勢をとっておるわけです、日教組全体としてみた場合に。個々の指導者の中には、いろいろ御苦労になっていることは私よくわかるのですけれども、表へ出ているのはそういうふうになっている。そういう意味で単なる職術とは理解できない。そこは長谷川さんのおっしゃることはよくわかるのですけれども、今回日教組のとられた職術につきましてはそうは思えない、こう申し上げているわけであります。

○長谷川(正)委員　ちよつと重大なおことばです。日教組は反政府の団体だとあなたはここで断言したのですか。

○奥野國務大臣　いまピラまで持つて申し上げましたように、そういうことを見えますと反政府的なもの、考え方を強く持つておられる、このピラでそう読めるわけであります。そういうことを申し上げたわけであります。具体的問題につきま

してこれは悪い、こうおっしゃっていただく、これはけっこうなんですけれども、全体的に、政府に協力するような先生方はいけないのだというふうな表現にとれる文句であります、いま読み上げましたとおり。そういうことはやめてもらわないとやはり憲法のたてまえにも反するのじゃないか、こう私は心配しているわけがあります。

○長谷川(正)委員 私は長い答弁を聞いておりません。日教組は反政府団体だとおっしゃるのですかと聞いています。イエスかノーかで言いなさい。

○奥野国務大臣 そういうきめ方をしないほうが私はいいと思うのです。先ほど言ったように、できるだけやばり……(発言する者あり)

○長谷川(正)委員 そうは言ったのじゃないのですね。

○奥野国務大臣 そういう言い方はすべきじゃないと思います。

○長谷川(正)委員 訂正されたようですから、話を進めます。

政府のやることを一つでも批判したらあなたの言い方だと反政府的だ、こう言われるのじゃないですか、そういうことはありませんね。

○奥野国務大臣 たびたび申し上げますように、政府の具体的な政策につきましてこれは反対これは賛成、それはけっこうだと申し上げているわけでございます。

○長谷川(正)委員 ようやく常識に戻ったようです。

次に質問をいたします。高見文部大臣それから次が稲葉文部大臣だと思えますが、日教組と文部省の関係も、たいへん対立抗争の激しい時期もありましたが、雪解けの時期と申しますか、かなり日教組の代表者と文部大臣がお会いになって、いろいろ教育の諸施策について話し合われ、意見の一致をなさるところもたくさんあったというふうな報道が当時なされて、さつき私が冒頭申し上げたとおり、教育の世界でいろいろ私なりに苦しんできた者として、たいへんいい空気が

できたな、こういうふうに喜んでおったのであります。そこで奥野文部大臣になってから、再びとびらが閉ざされてしまったような感じなんです。さつきあなたは話し合いもしないでストをやるなんてことはけしからぬとおっしゃってあります、話し合いを拒否しているのはあなたのほうじゃありませんか。

○奥野国務大臣 この席でたびたびこの問題が出ておりますので、もうよく御理解いただいていると思うのでございます。私が文部大臣になって間もなく、会いたいというお話がございました。いまその時間の余裕がないものだから先にしていたきたい、こう申し上げてまいりました。それじゃ、おまえのほうから今度は申し入れる番じゃないかというお話をなさった方もいらつしやいました。やはり私は国会で忙殺されている、国会に一番力を置きたいものだから、やはり国会中は自分のほうから申し入れる考えはございません、こう申し上げてまいっているわけでございます。

同時にまた、お互いに力をあわせ合っているかなければならぬ、そういう姿にしたいのだ。日教組もやはり当局に協力をするという姿勢を持つようになつてもらえぬだろうかな、われわれもまた日教組のおっしゃることにについて積極的に考えを深めていきたい、そういうようなお互いの立場にいたしたいな、これも私の念願だということもたびたび申し上げてきていますとおりでございます。そういういまだで申し上げてきたことには何ら変わりはないと思います。

○長谷川(正)委員 そこでちよつと伺っておきますが、稲葉文部大臣から奥野文部大臣に事務引き継ぎをなさるときに、まあ形式的なことではあるにせよ、まあ形式的なことでおやりになるかどうかかわかりませんが、形式、実質含めて教職員団体との関係については何らお引き継ぎありませんでしたか。

○奥野国務大臣 いま覚えておりません。

○長谷川(正)委員 覚えていないというお答えであります、実はこういう関係になってきたように私承っております。特に待遇改善の問題等につ

きまして、これは教職員の待遇はかなり思い切つて改善する必要がある、こういう点については日教組の横枝委員長と稲葉文部大臣との話し合いでも合意に達し、これは一致したわけですね。その改善のしかたについて、やはり教職員側には教職員側のいろいろな要求があり、願ひがあるから、そういうものについてさらにじっくり話を進めようじゃないか、こういうようなところまで進んでおつたやに聞いております。そこで大臣がかわられたわけでありまして、私はこういう話し合いの路線がそのまま実を結んでいきますと、いまあなたが読み上げになつたようなことがあるいはなくて済んだんじゃないかという気がするのです。そういう点について、奥野文部大臣としてはどうお考えですか。

○奥野国務大臣 文部省の中に、教員の給与等に関する調査会が置かれております。日教組の方々に来ていただけて、給与についての意見を聞いたようにございます。その記録を私は読みました。積極的にそういう団体の意見を伺つていくべきだ、私はかように思っております。

○長谷川(正)委員 そこで文部大臣は、きょうは、日教組と会わないのは会う気はあるのだけれども、話し合いの気持ちはあるが、国会が忙しいから会わないのだ。前にたしかこの委員会でのいろいろな方からの御質問に対して、全然会う気がないというわけではない。しかし、勉強が足りないの、もう少し勉強してからと思つて、こういうお答えもあつたと思ひます。しかし一体、こういう緊迫した事態に、全国の教育長を集めて厳重処分をなさるといふような、こういう緊迫した段階の中で、文部大臣が国会が忙しいからとか、まだ勉強をしてないからとか、準備が不足だからとかいう、こういう御姿勢はいかがかと思ひます。もしそういうことをおっしゃるのなら、少なくとも、それが直ちに解決に結びつかないにしても、文部大臣としての誠意を尽くした交渉を、ぜひ来いとあなたのほうから呼びかけてもやるくらいの姿勢は当然あつてしかるべきではないか、私は国民はそう思つておると思ひます。いかがですか。

○奥野国務大臣 私も不幸な事態は避けたい、人一倍そういう気持ちを持っております。日本教職員組合が要望しておられる声明その他のものをしさいに検討いたしました。掲げられている問題はスト権奪還、処分阻止、筑波大学法案でありますとか、人材確保法案でありますとか、あるいは教頭法制化の法案でありますとか、この三法案につきましては、粉砕でございます、あるいは撤回でございます。そういうことから、私は、今度のストでいつておられる問題は政治的ストだ、こう判断をしていくわけでございます。職員組合は勤務条件の改善をはかることをもつて目的とすると明示されているわけでございます。しかしながら、これはまさに政治的意図を持った行動だと判断せざるを得ない。しかも、これらの三法案は、すでに国会に提案をいたしております。審議にも入つております。幾ら文部大臣の権限が強くても、私一個ではこれはどうにもならない性格のものであります。そういうときに、私から話し合いを求めていつて問題が解決できるか、かえつて混乱するのじゃないかということもありまして、成り行きを非常に心配しながらも、私からあえてそのような措置をとる行動に出ない理由でございます。

○長谷川(正)委員 私は、手練手管や、それからそのことがすぐ成功するか失敗するか、それによつてどう評価されるかということの前に、やはり大臣が、これはたいへんな事態になりそうだから何としても解決したいという御熱意があれば、率先してあなたが行くなりお呼びになるなり、会つて解決するといふような姿勢は当然示されてしかるべきじゃないでしょうか。さつき冒頭に、教育長会議で、処分のことは終わりにつけ足しに言つて、前段はいかに教職員の待遇を改善したいのか、教育の改善のためにいろいろ配慮しているんだというところをおっしゃっている。もしそれだけの誠意があるなら、それを端的に団体の代表者にぶつつけよう、なぜこういうお気持ちにならない

のか、そこがどうしても理解できない。こうした組合運動に対しての認識が根本的に間違っているのじゃないか、こう思うのですが、もう一ぺんそれについてお答えを願いたい。

○奥野國務大臣 私は、非常によい方法があるならばぜひそれを取りたいのです。会って話をすると、それがいい方法なのかどうなのか、私には納得がいきかねているわけでございます。そういうことにつきましても多くの批判があるだろうと思えますし、また私は、教職員組合が掲げておられる目的も、ここでさくばらんし申し上げたわけでもございまして、それに対応する私の力の範囲も申し上げたわけでございます。そういうことをいろいろ考えてまいりますと、この際私から会いたいという行動を起こすことがいいか悪いか、私は簡単に言えないと思うのでございます。いろいろなことを総合的に判断して行動しなければならぬ。そういう意味で私は府県段階で御協力を求めた。ストに入るか入らないかということは、これはやはり日本教職員組合も権限を持っておられるでしょうけれども、また個々の単位団体もその権限を持っておられるわけでございますから、今後それらのところで変化を期待することはあり得ないわけではない。そういう変化を期待しながら教育長さんに集まっていたらいいというのが私の真意でございます。

○長谷川(正)委員 あなたの言っていることはたいへん官僚的答弁というか、いろいろなことをたくさんおっしゃるんだけれども、最後が何を言っているのかわからない。日教組ときちんと会って、職員団体の責任者と会って、待遇の問題にしても教育の問題にしても、話し合うという姿勢があるのかないのか。いまは忙しいとか勉強中とかおっしゃいますけれども、あなたの姿勢でいけば、少なくともあなたの任期中はそういう日は来ないんだ、こう判断してよろしいのですか。

○奥野國務大臣 いつかのこの委員会でもお話が出たと思うのですが、日本教職員組合がいろいろの御意見を持っておられる。その御意見

の印刷物を私が拝見した。それにすぐ返事をお書きなさいというのを事務局に言いました。返事をあすお渡しするようでございます。日教組があげておられます意見、いろいろの問題がございます。全部について親切にお答えしなさい、私はこう言っておるわけでございます。できる限り意思の疎通をはかっている、私はこれはそのとおり思っております。思っておりますが、いろいろな方法があるわけでございまして、長谷川さんの言っておられるのも長谷川さんが考えておられる一つの打解の方法だろうと思えます。それにつきまして、私は賛否両論あると思うわけでございます。私としては、いま私のほうからそういう行動を起こすことが適切な方法だと判断していい。それがいま私からそういう申し入れをしない理由でございます。

○長谷川(正)委員 そうすると、結論といたしましては、日教組と会うことは適当ではないと文部大臣としては考えておる、いまそうなんですね。

○奥野國務大臣 私からお目にかかりたいという考えは持っております。

○長谷川(正)委員 そうすると、日教組のほうから会見を申し入れたら会いますか。

○奥野國務大臣 どういう事情でどういう考えで会おうとおっしゃってきいているのか、よくその事情を判断した上で考えさせていたで、できる限り——私は、いまのような教育界、たいへん不幸な姿だと思っておることについては人後に落ちないつもりでございます。

○長谷川(正)委員 人後に落ちないから会わないんですね。会うんですか。どっちなんですか。はっきり言ってください。

○奥野國務大臣 このスト問題に関連いたしましたは、私から会いたいと申し入れる考えはいま持っております。会いたいという話が出てきた場合に、それはどういう事情であるかということをお聞きしたいと思っております。そして決定させていただきます。

○長谷川(正)委員 私は、スト問題でももちろん

ですし、スト問題に限らず会わないという方針をまだ続けるのか、そうでないのか、そのところを聞いているのですよ。

○奥野國務大臣 将来とも会わないというようなことは毛頭考えておりません。喜んでお目にかかります。

○長谷川(正)委員 喜んでお目にかかるのです。

○奥野國務大臣 そのとおりであります。

○長谷川(正)委員 わかりました。そういう御姿勢があるというのでしたら、それが一日も早く実現して、一ぺんに問題が解決しないにしても、その糸口をぜひ開いていただこうに強く要望します。

時間が来ておりますので、まだ伺いたいことが多々あるのですが、私、最後に一つ、これは与野党というような立場でなく、いまこの労働運動の中や一般市民運動の中で、これは私の思い過ごしならばけっこうでありますけれども、どうもそうでもないなような気がして、あえてここで大臣に伺いたいのです。それはいつかもし申し上げましたように、公務員は全体の奉仕者だからストは禁止するが当然だというお考えをいまも憲法を読み上げられておっしゃいました。しかし、この全体の奉仕者論というのは昭和四十一年の全通中野判決と、私が直接関係いたしました都教組動評闘争の問題の四十四年の四月の最高裁判決で、ここで一応これは否定されておるのです。やはり憲法二十八条の労働基本権というものは、公務員を含めて原則としてすべての国民に保障された基本権である、こういう考えに立つてこの判決が出されておることは御承知のとおりだと思います。

これについて先般私が質問いたしましたときに、それはそれなりに尊重いたしますという御答弁がありました。私は帰りましたから、文部大臣のそれはそれなりに尊重するということはどういうことだろうとたいへん疑問を持ったわけですね。端的に、尊重するののかしないのかでいいのに、それはそれなりに尊重するという答弁に私は

たいへん疑義を持ちました。ところが御承知のように、きょうやはりこうした労働運動に関連した最高裁の判決が出ました。これは私どもの先ほど申し上げた判決と同じような事件を、反対な判決を出したというわけではないのですけれども、多少関連性のあるものについて一歩後退した判決、つまり二審で無罪だったものは差し戻しになって、有罪だったものは有罪にしました。有罪が有罪の点とはもかくとして、無罪だったものを差し戻しにしたという判決がきょう午前十時に出されたというところでございます。この間から文部大臣のたいへん高姿勢な御答弁の姿やこの教育長会議を招集してのたいへんいたたけだかな文相の態度、これは新聞記者のほうから漏れ聞いたのでありますけれども、要旨として配られたものを越えた、たくさんのおことばがあったようでありまして、これらの中に、非常にこの処分についての確信と強い姿勢、そして下級審の判決などが混乱しているというふうなおことばがあったようでございます。これをからみ合わせますと、文部大臣はすでにきょうの判決を何らかの情報でキャッチされておって、そして最高裁でくつがえすという——これはもうどうなとも言うております。あなた首をかかげているけれども、これはちゃんと情報が入っているんだ。それでああいう姿勢になって、ここで一挙に労働運動を押し返そうとしているんだ、こういう見方をしているのです、多くの方が。私だけがしているんじゃないのです。そこで、最高裁の判事がかわるたびに、だんだん政府権力に近いような、気に入ったような方がなっていく、国会の多数というところでなっていくということ、このことは国民がまだ裁判には信頼を寄せている、司法の独立には信頼を寄せている、こういうことに対してこれが少しくずれかかっている。田中二郎先生の辞任問題の際も、これは新聞、雑誌、週刊誌が一斉に取り上げておりますように、その裏面に何かあるかというふうなことを、たいへんいろいろうがった報道をされておるのであります。私は、別に野党の議員としてではなく、ほんとうに

国政の一面をとにかくになわしていただいておる一国会議員として、少なくともこういう印象が流れるという事は、日本の政治の上で非常に危険なことではないかと思う。最高裁の判事についての批判票というふうなもの、従来はほとんど無意識にみんなマルというか、つけておったのですね。こういうことに対して、最近はいよいよ意識的に、これは考えなければというふうな空気も出てきております。こういう国の根本にかかわる三権分立の精神というものが、だんだん政府権力と申しますか、行政権によってリードされるようなことは、これは今後の日本の民主政治の前途に非常に暗影を投げるものだ、文部大臣の姿勢の中にも私はそういうにおいをかいでいる。これについて、私の憶測であるかどうかわかりません。大臣はここで、それは確かに私は情報をキャッチしておりました、こういう御答弁が出るとは思いません。思いませんが、こういうことはよほど、特に与党、日本の政治の責任をあげていただかないと、それは十分にひとつ戒心をしていただかないと、少なくともそういう受け取り方をしている国民が多数になってきているということ、このことは私はこの際強く反省を求めまして、私の質問を終わります。

○奥野国務大臣 長谷川さんのような疑惑が起こつておるということになりますと、これは大問題でございまして、また私の発言がそういう疑問を起こしたといたしますと、最高裁判所の権威からいたしまして、たいへんな迷惑をかけたということになりますので、そこで私は、あの当時の御答弁申し上げたことをちよつとふえんして申し上げたいのであります。

それなりに尊重しますと申し上げました。同時に、二十八条の労働基本権、公務員に対する適用、どの範囲まで適用があるか判断が明確にされていないのです。要するに、十五条でございしたか、全体の奉仕者という規定がある、公務員は全体の奉仕者と規定されているわけだから、積極的に国民全体に対して奉仕していかなければなら

ない。奉仕していかなければならない者に対して、怠業する、ストライキをするというわけでございますから、自由自在に一般の民間の組合員と同じようにやっていいわけのものではない。その範囲というものは明確にされていないわけですね。そこで私は、憲法十五条の範囲が明確になっていないのですという事は、もつとつけ加えたつもりでございます。

そういう際に、下級審にいろいろな判断が出てくるわけでございます。右、左取りまぜて出てくるわけでございます。やはり裁判は三審制度をとつておるわけでございますから、最高裁判所の判断が出ました場合には、法律もそれに従わなければならぬと思ひます。しかし、それまでの間は、法律が改正されない限りは、私は、行政当局はその法律の命ずるところに従つて運用していかなければ、下級審の裁判の結果によつて右顧左顧しておつたのでは、行政の秩序は保たれないと考へておるわけでございます。そういういろいろな気持がございまして先般の答弁になり、また教育長さんの集まりにおける私のあいさつになつておるということも御理解願ひたいと思ひます。

○長谷川(正)委員 ちよつと補足質問。終わつたつもりでしたけれども、あえて御答弁が、御答弁を求めないのでありますから、私のほうもちよつと申し上げておきます。

確かに申し上げたとおり、二つの原理の法益がどちらが重いかによつて判断するといふような言ひ方でありまして、具体的にどこで線を引くといふことは明確になつていないといへばそうですね。しかし、少なくとも私の場合の四十四年の判決、四・二三事件の判決といふものは、少なくとも東京都教職員組合が一日ストライキをやつたわけですね。この程度のものでないか——一日ストライキをやつたのですよ、朝から晩まで。この程度のものについては有罪とすべきではない、すれば憲法違反がある、こういう結論が出たこと、そのことをあなた認めますかと聞いたんですよ、あのとき。どうですか、それは。

○奥野国務大臣 ちよつとそのときの正確な応答を忘れてしまつて申しわけございません。判決そのものを、私はこれをとやかく申し上げるわけではございません。先ほども申し上げましたように、違つた法律であれば法律を改むべきものだ、かように考へております。

○長谷川(正)委員 いや、その都教組判決の法律の違つた違つたを言つておるのじゃないのです。法律そのものは違憲とはいへないけれども、適用において、その憲法二十八条との衡量において判断しなくてはならない、したがつて、憲法二十八条の労働基本権といふものは、これはもうきつめて重要な国民の権利ですから、これは十分重視して、そして万やむを得ないときに制限される場合がなしとしないから、法律そのものは違憲とはいへないけれども、運用については非常に制限してやらないと、大事な二十八条を犯すことになる、こういう判決の組み立てになつておるわけですね。ですから、少なくとも私も都教組がやつた一日のストライキに対して有罪としたことは、これは誤りとして無罪の判決をした、そのことはお認めになりますかと言つたんです。それ、お認めになりますか。

○奥野国務大臣 四十四年の判決、またきようの判決、その判決は当然認めるべきものでございします。

○長谷川(正)委員 終わります。

○森(喜)委員長代理 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○森(喜)委員長代理 速記を始めて。山原健二郎君。

○山原委員 本日、教職員のストライキについて文部大臣の声明が各新聞に出ておるんです。これは率直に聞きますけれども、この広告料幾らかかりましたか。

○井内政府委員 約六百四十万円でございます。

○山原委員 (安いと呼ぶ者あり)

○山原委員 国民の税金ですから、安いという声は私は受け取りかねる。六百五十万円、これは全

紙合せて六百五十万ですか。

○井内政府委員 全紙合せてでございます。

○山原委員 この中にある「いかなる場合においても争議行為を行なうことは、厳に禁止されているところである」という表現は正しいですか、文部大臣。

○奥野国務大臣 地方公務員法にそう書いてございます。

○山原委員 憲法にはどう書いてありますか。

○奥野国務大臣 憲法には「全職の奉仕者」と、こう書いてあるわけでございます。そして、「全職の奉仕者」を受けて地方公務員法の規定がされているわけでありまして。

○山原委員 いかなる場合においても争議行為を行なうことは、厳に禁止されているという法律上の解釈は、あなたの解釈ですか。

○奥野国務大臣 一般的にそう解釈されます。

○山原委員 最高裁判所はどう書いていますか。

○奥野国務大臣 もちろん最高裁の判断は私はそういうふうな理解をいたしております。

○山原委員 東京都教組事件の最高裁の判決は、いかなる争議行為も厳に禁止されているという判決ですか。

○奥野国務大臣 先ほどもちよつと申し上げましたように、十五条との関係が明確になつていないと私は考へておつたんでございます。

○山原委員 最高裁の都教組判決は、少なくとも公益の福祉の問題が出ておまして、その範囲はいま長谷川先生が言われたようにまだはつきりしておりません。しかしながら、少なくとも最高裁の判決は、すべてのストが違法だということでは憲法上矛盾があるという判決なんですよ。判決はそんなんです。だから、あなたの書かれておるところの「いかなる場合においても争議行為を行なうことは、厳に禁止されている」といふことは、少なくとも誤りなんです。厳密な意味においてこのことは誤りです。こういう誤りを六百五十万の国民の税金を使って広告を出すとは何事か。私はそのあなたの見解を聞きたい。

○奥野国務大臣 先ほど申し上げましたように、公務員の「全體的奉仕者」という積極性をどう考えるのか必ずしも明確でなかったわけでございます。明確でないから、したがってまた法律も現存しているわけでございます。きょうの判決はかなり明確になった、私はかように考えておるわけでありま。

○山原委員 きょうの判決のことはまだ読んでおりません。しかし、これはけさですからね。けさ出されているわけでしよう。きょう判決が出たのは午前十時です。しかも、これは原審差し戻しでありますから、最高裁判所のこれに関するところの決定というものはないわけですね。最高裁判所における決定というのは、すべての争議行為は禁止されておる、そういうものではないのです。そういう考え方は憲法上矛盾があるという見解が最高裁判所における今日の判決なんです。そういうことから見まして、われわれはお互いに、まあ文部大臣の場合は大臣の立場で書かれているのですけれども、こういう広告を全国民に示すからには厳密な意味での表現がなければならぬと思うのです。こういう考えだとするなら、「いかなる場合においても争議行為を行なうことは、厳に禁止されているところである。」という、これは国民に対して最高裁判所の判決、あなたが常に言われてきた下級審においては判決が混乱しておるから信用できないという言い方、少なくとも最高裁判所における今日の確定的な判決、それを表現を変えて、これは偽りを国民に対して宣伝をしておるといふことになるわけです。その点どうですか。

○奥野国務大臣 大きな見解の違いだと思うのでございますが、地方公務員法の三十七条には、「職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能力を低下させる意図的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつては

ならない。」と明示されているわけでございまして、それに従って申し上げているわけでございまして、

○山原委員 そのことはわれわれはもう初めから終わりまで覚えていました。地公法三十七条は覚えていました。けれども、最高裁判所の判決は、それを含めて憲法二十八条との関係において最高裁判所の今日の判決が出ているわけですからね。あなたが従うとするならば、今日憲法の擁護者である最高裁判所の決定というものを、これを正確に書かなければ、こういう形で独断的に、地公法三十七条にあるからといってこういう書き方をすることは、きわめて不見識なやり方です。

○奥野国務大臣 私の理解では、刑事事件について、刑事罰について最高裁の判決はあつたけれども、行政罰についての最高裁の判決は私には出ていないようなふうに思っています。同時に、今回かなり明確な判示があつたわけでありまして、そういうことを通じてみますと、全体の奉仕者、職務専念の義務を持つています。したがって、そういう公務員の性格から考えますと、ストに参加すべきではない、そういう今回の談話、これは私は適当なものではなからうか、かように考えているわけでございまして。

○山原委員 刑事罰である行政罰であろうが、最高裁判所が憲法と法律の関係において審議をして出された見解というものは、それはこの争議行為すべてを禁止するということは憲法になじまない、矛盾するという結論なんです。刑事罰だとか行政罰だとかいうことは行政官庁がやることであつて、それが憲法上どうなのか、法律上どうなのかというところが、最高裁判所においていまだ出ている半ば確定的判決というのはこの都教組事件でしよう。だからあなたの言うように、そこから刑事罰だとか行政罰だとかいう逃げ方というのは、あなたの方がかつてなことですよ。しかし、現実には国民の前にあなたが示す場合にはこれは明らかにしておかなければ、これは憲法の最高裁判所の判決というものの対するこれはもうあなたの反逆です

よ。これは反逆であり挑戦であるのですよ。そういうものをこいう形で国費を使って広告を出しているのか。

○奥野国務大臣 行政罰と刑事罰と同じだということのような議論をおっしゃると、これはまた私はいただけなんです。やはり行政罰というものは、行政内部の秩序を守るために科せられる罰則でございます。刑事罰は社会全体の秩序を守るために適用される罰則でございますから、おのずから違つてくる。私は行政内部の秩序を守るためには、公務員の道義的な感覚も強く要請されてしかるべきものだ、こう考えておるものでございまして。

○山原委員 刑事罰、行政罰の問題と、「いかなる場合においても争議行為を行なうことは、厳に禁止されているところである。」ということとは違つたのですよ。そこをごまかしたらいかぬですよ。われわれお互いに文教委員としてここで議論をしておるわけですから、お互いに正当な議論をやろうとやありませんか。それをごまかして、政府の行なう行政処分あるいは検察庁の行なう刑事処分、それをこつちやにしてはいけぬのです。憲法上法律をどう解釈していくかという法理論の問題として最高裁判所から出たおそれのこと、これをゆがめて国民に呼びかけるとは一体何事か。これは当然私も疑問が出てまいります。どうですか。

○奥野国務大臣 私は先ほどからたびたび申し上げておりますように、地方公務員法をもとにして考えておるわけでございまして。同時に、最高裁判所の判決も明確でなかったのが今回非常に明確にされた、こう考えておるわけでございまして。

○山原委員 地公法と憲法とどちらが上級法律ですか。

○奥野国務大臣 憲法の判決が明確でなかった、こう考えているわけでございまして、明確であれば私は違つておるところはとくに法律が直されているはずだと思つております。法律が訂正されているはずだと思つております。今回それが非常に明確になつたわけでございしますので、それ

で不穏当ではないのじゃないかというふうに思います。

○山原委員 論争としては明らかにあなたの負けですね。(笑) いいですか。笑つたつていかぬですよ、感情その他をまじえて言つておるのではないのですから。最高裁判所の憲法、法律の関係における違法性、合法性というものを対する判決が出ているわけですからね。少なくとも、いかなる争議行為もこれは禁止するという考え方は憲法上矛盾があるという結論ですよ。だからあなたがどんなに強弁されたところで、こういう書き方は法律上正当性を持っていません。そのことを私は言つておるわけです。これは明らかなんです。だから、文部省全体で合議してください。どうなんです。そんなあいまいなものをあなたは六百五十万も金を使って全国民に呼びかけるなんてんでもないことです。この点について私は文部省の統一見解を聞きたい。

○奥野国務大臣 行政運用の面におきまして、公務員は全体の奉仕者として積極的に専念していかなければならぬ。したがって、一刻といへども住民に対してサボタージュするようなことは適当でない、そういうふうに地方公務員法にも書かれている。そういう道義的な見解を踏まえましてこういうことを用いたのであつて、何ら不穏当ではない、私はかように考えております。

○山原委員 あなたが国民の税金である国費を使って出されるものだから、それに対しては少なくとも法律上瑕疵のない文章を書かれるのが妥当だと思います。だから、地公法上私はこう解釈するといふならまた別ですね。しかしながら、いかなる争議行為も厳格に禁止されておるといふ書き方は、法律上正しくないのです。それなら、そういう考え方が正しいのかどうか最高裁判所に対してあなたの方、問い合わせてください。私も都教組事件における最高裁判所の判決文をもちまして、そういう考え方は憲法上矛盾があるといふことをたてにして——なぜたてにしておるかという、常に下級審のいうことは信用できない、あ

なたはこのほど教育長会議でこう言っておられるでしょう。下級審のいっておることは混乱がある、下級審がストライキを認められるとしても最高裁で確定されていらないので現行法上は取り締まる必要がある、こういうことをあなたは教育長会議で言われているのです。最高裁判所のことをあなたが言われるから、最高裁判所はこういう判決だ、こう言っておるわけでございます。

私はこれからのいろいろ聞きたいことはありますけれども、時間は守ります。だからこれでおきますけれども……（発言する者多し）実際ほんとうに……

○森（喜）委員長代理 静粛に願います。

○山原委員 最近あなたのとっておられる態度、たとえば閣議における発言あるいはまた教育長会議における発言、きょうの新聞、こういうものを見ましたときに、武断的な態度で問題を処理されようとする考え方があつたんじゃないですか。私は、率直に日教組と話し合つたらいいんじゃないかと思う。その場で話がつかないかも知れないが、少なくとも教育の問題について論議しようというところが問題で、必要なんであつて、そういうことが問題を処理していく方向に向くわけでございますから、私はぜひそういう——奥野さんは内務官僚であつたそうでありまして、けれども、実際に文部大臣としてそういう面でも厳正な立場をとつていただくという、ほんとに話し合ひをしていくという立場を貫いていく。武断主義で、処罰だけが秩序を維持するなんというところもありまして、そういうことでは少なくとも文教行政というものは解決をしないということをお願いして、私の質問を終わります。

○森（喜）委員長代理 有島重武君。

○有島委員 私は再三にわたりまして、大臣に、教員の代表と話し合われるようにということを申し上げてまいりましたけれども、その際に、大臣は、私はやらなければならないけれども、文部省としては各段階でもってやっておるということをお願いした。じゃ、どの段階でもって、いつ、どう

いうことを話し合つたのか、そのことを御報告いたしたいのです。

○奥野国務大臣 日教組と文部省との関係でございます。日教組の方は、たびたび文部省へいらつしやつておるようでございます。課長なり局長なりよく会つておるようでございます。また先般は、文書までいただいております。またそれから、その返事をいたそうとしております。

○有島委員 いろいろ話したくないのです。たとえば事務次官は会つた、で、こういうような内容を話し合つた。そういうしつかりしたお話をしてくださいますか。

○奥野国務大臣 私、こまかいこと承知しております。日教組の方もそうかた苦しうなしに文部省へいらつしやつておるんじゃないでしょうか。また私も、将来そういうふうで話し合えるような姿にしたい、こう念願しておるわけでございます。

○有島委員 御自分でもって話し合ひになるといふことの前提としてそういうふうにしていらつしやるんだとすれば、いまのお答えは何だかずいぶんあいまいであらうと思ふんですね。いま会期中だからというふうなお話をいたしました。にもかかわらず、そういう壁を御自分から破つていこうというお話ではないように私はいまのお話は受け取りません。

それから四月二十一日に教育長をお呼びになつた。それでこのときに各教育長に、各地域における教員団体との話し合ひを指示なすつたのです。

○奥野国務大臣 日教組の話の一つとしては、先般書類をもらつておりましたからその返事、私は、早くお渡ししないかと督促をいたしました。先方の方ではあつたしとおつしやつておるようでありまして、あつたことにしておるわけでございます。そういうように話がよくなされておるんだ、こう申し上げておるわけでありまして、それから、先般教育長さんに集まつてもらつた

ときに申し上げましたのは、よく先生方に理解してもらつたように話し合つてくれということ、これにもつぱら重点を置いた会合であります。

○有島委員 さっきの文部省内の問題も同じなんですけれども、それがどういふようなことになつて戻つてきて、それをどういふふうに判断されるのかですね。そういうことがもつと大切だと思ふんですね。ただ文書を渡したりあるいはこうやつて文書を報告したり、それでもって話し合ひをしていられるんだというふうなことはとてもお話にならないと思ふんですね。

それから、政府のやることはみんな悪いというふうな言ひ分の人と話し合う余地は全くないという言ひ方、あるいは反政府の態度でその上の戦術だから話し合う余地がないといったようなおつしやり方、それで結局結論としては、言うことを聞かなければ強行処分だといふ言ひ方、そういうふうなこれは受け取れませんが、そういう態度ははなはだよくないと思ふんですけれども……

○奥野国務大臣 政府のことは何でも悪いというふうな言ひ分にたれるような表現を、私は先ほど御披露いたしました。だから会わない、これは有島さんがつけ加えておられるわけでありまして、そうかつて結論をつけられては困る私は思ふのでありまして、私は基本的には手をつないでいかなきゃならない、手をつないでいけるような教育界にしたいんだ、これは私の最大の目標とまで心得ております。こう申し上げておるわけであり

ます。ただ、いま私から進んで日教組の方々に会いたいというのを申し入れる考えはありませぬ。三法案の撤回とか紛争とかいふておられる。あるいはスト権奪回とか処分阻止とかいふておられる。そういうことについては私は何らの権限がありません。それは国会で審議しておることでありまして、そういうことはまさに政治ストでありまして、組合は勤務条件の改善をはかることをもって目的としておる。それについては喜んで話し合ひをいたしますけれども、いまの話ではそんな

状態になつていないやありませんか。だからいまは私から進んで会う段階になつていない、こう申し上げたわけでありまして、だから私は、日教組に会わないと申し上げておるんじゃないやありませんで、ぜひその点はひとつ正しく御理解を願うようにお願いを申し上げます。

○有島委員 いまの三法案と勤務条件ですが、全く無関係の話ではないわけですね。それは勤務条件とは全く別な話だ、勤務条件の改善なら話し合ふんだ、それとずいぶんおかしな話だと受け取られると思ふんですね。

○奥野国務大臣 私は、いまは勤務条件の話だつて、会うことができると思ひません。ですから、かつて結論をおつけないことだけはやめていただきたいと思います。

○有島委員 それから、いまあげられましたけれども、「いかなる場合においても争議行為を行なうことは、厳に禁止されているところである。」これは非常に問題だと思ひます。このことについては、やはりこれはやや軽率であつたということでは免れないと思ひます。それで、これはもうこの広告を出し直されるということ——これはぜひとも撤去されるべきだと私は思ひます。いかがですか。

○奥野国務大臣 有島さんまで重ねてお話がございましたので、私はここで、はつきりしないんだとたびたび申し上げたわけでございますが、有島さんまで、私がはつきりしないんだと申し上げたことで御理解いただけないようでございますので、ここで判決文を読み上げます。私がなせばはつきりしないんだと言っているかを御理解いただけたらと思ひますので、読みます。「本件の一せい休暇争は、同盟罷業または怠業にあたり、その職務の停廃が次代の国民の教育上に障害をもたらすものとして、その違法性を否定することができない」として、「あいまいな表現を使つておるのです。」「その違法性を否定することができない」として、被告人らは、いずれも都教組の執行委員長その他幹部たる組合員の地位において右指令の配

布または趣旨伝達の行為等をしたというのであって、これらの行為は、本件争議行為の一環として行なわれたものであるから、前示の組合員の争議行為に通常随伴する行為にあたるものと解すべきであり、被告人らに対し、懲戒処分をし、または民事上の責任を追及するのはともかくとして、これは許されるというふうに読めるような表現を使っているのです。「懲戒処分をし、または民事上の責任を追及するのはともかくとして」刑事上は別だ、こういつているわけですね。だから私は、刑事上と行政上の問題とは区分して考えるべきだ、こう申し上げたわけでございます。

そのように、これは行政上の問題は不明確なんです。そういう意味で、現在においては地方公務員法が明示しているのとおり、私たちが皆さんたちに申し上げていることは何ら不穏当じゃないじゃありませんか、ことに、公務員はどうあるべきかという道義的な問題も踏まえてわれわれがいろいろなことを話をしていく、それが不穏当だというわけにはまいらないじゃないでしょうか、こうお答えをしているわけでございます。

○有島委員 この場合、今度のストライキに限ってどうであると言わずに、いついかなる場合にもこういうことがここに読み取れる。いついかなるときにも教員はどんな争議にも加わってはならない、そういうことをこどももって言われるべきではないと私は思うのです。

○奥野国務大臣 地方公務員法の三十七条をたててに申し上げておるわけでございます。同時に、先ほど来議論になりました最高裁の判示もございませうけれども、いささか明確を欠いておる。そうすると、公務員の道義的な感覚も踏まえてああいうお話をすること、それは不穏当だといえないじゃないか、こう申し上げておるわけでありませう。

○有島委員 時間が限定されておりますけれども、いついかなるときにおいても争議行為が絶対に許されないというようなことは、これは憲法の本質精神じゃないと思うのです。きわめて限定され

た条件の中にあつてこういつたことが言えるのであつて、私は、いまの大臣のそれだけの御答弁ではまだ承認し切れなれないと思ひます。時間が非常にきびしく言われているから、その問題は保留して、次のチャンスのときにあともう一ぺんこれをしっかりやらなければいけないと私は思ひます。

○奥野国務大臣 きょうの判決の趣旨をお読みいただきますと、考え方がかなり明確になったと私は思ひます。公務員は全体の奉仕者だ、使用者は住民全体だというたてまえをとつておるわけでございます。住民全体に迷惑をかけるようなことは許されず、同時にまた、使用者である側でロックアウトという方法もとれないわけでございます。したがつて、公務員がストをやる、それは元来国会の中で給与の問題をきめていかなければならない、それに對して圧力を加えるというふうなこともなつてくる、民主的なルールにも反する。したがつて、必要な代償措置を十分に講ずる、代償措置を講じているのなら、憲法十五条との関係において、スト権を与えないことはそれなりにいわれがあることだといふような考え方を明確にしているわけでございます。それを踏まえて私がああいうことを申し上げたわけではございませんけれども、地方公務員法あるいは公務員のあるべき姿といふことを踏まえて、ああいう表現をさせていただいたわけでございます。

○有島委員 この問題を留保して、これで終わります。

○森(喜)委員長代理 この際、暫時休憩いたします。

直ちに理事会を開会いたします。

午後四時二十六分休憩
午後五時三十二分開議
○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。教育職員免許法等の一部を改正する法律案を議

題いたします。本案につきましては、すでに質疑を終了いたしております。これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、順次これを許します。深谷隆司君。

○深谷委員 私は、自由民主党を代表いたします。教育職員免許法等の一部を改正する法律案に賛成するものであります。

このたびの改正法案の主眼とするところは、免許状授与の特例として、新たな教員資格認定試験の制度を設けようとするものであります。初等中等教育の充実に資するため、教育界に広く人材を集めることが要請されている今日、大学における通常の教員養成のコースを歩んでこなかった者であっても、必要な資質、能力を備えていることが実証されれば教職への道が開かれるようにすること、これは、小学校教員や高等学校、特殊教育の特定の分野の教員の確保の面における要請とも合致し、時宜を得た施策であると考えます。

なお、この資格認定試験の実施にあたっては、適正な水準において教員としての能力が検証し得るよう、試験の内容、方法について十分な配慮がなされることを期待いたします。

また、高等学校の衛生看護に関する学科の全国的な普及に資するため、その教育の充実のため、看護及び看護実習の教科についての免許状を設けるなど、この改正法案に盛り込まれた各種の改善措置も、最近における学校教育の実情に即応するものと考えます。

以上、このたびの教育職員免許法の改正は、その内容が関係者の要望にも即してあり、適切な措置と信ずるものであります。なお、教員の確保と資質の向上の見地からは、免許制度の全体的な仕組み、教員養成のあり方、教員の処遇などにわたり、さらに検討、改善すべき問題が少なくないと考えますので、今後これらについての総合的な施策を推進する必要があることを付言して、この法律案に賛意を表する次第であります。

○田中委員長 次に、木島喜兵衛君。

○木島委員 日本社会党は、本法案に対し、委員会において慎重に審議を重ねてまいりましたが、その結果、次の理由により反対せざるを得ない法律であるという結論に達しました。

理由の第一は、教員養成の原則を安易にくずしていることである。すなわち、戦後教育の改革にあたり、当然に教員養成のあり方は主要な課題となり、旧制師範学校の批判を含め、きわめて高い視野、観点から、教員は大学において養成されることと開放制の二原則が確立されたのであります。今回の本法案の改正の主眼である検定制度は、この原則をくずし、教員の資質を低下せしめるおそれ十分にあり、このことは本法第一条、教員の資質の保持向上をはかる目的に反すると考えるものであります。

その二、三の問題点を指摘するならば、一つは、教員の不足を資格認定試験で補おうとするものであります。免許状所持者の数は十分なのであつて、その就職の条件の整備や全国的な需給調整等に意が注がれず、安易に教員は大学において養成されるという原則をくずして、検定により補充しようとしていることである。

その二は、教員に要求される資質には人間的要素と専門的要素がありますが、近時、文部行政はその専門的要素に重点を大きく傾けているのであります。教育には教育学、教授法より、より人間的にすぐれていることが要求されるのであります。そのため、法律はまた人物を重視しているものであります。資格認定試験にはこの人物に関する面の無視、軽視がなされていることである。

その三は、大学で必修となつてゐる教育実習が課せられないことである。教育実習は、国立大学における教員養成課程はともかく、一般大学におけるそれはきわめて形骸化しており、その根本的改善をはからず、その現状を是認し、その延長線上にこの検定制の場合も置いて、教育実習

を課していないことは教員の資質の低下につながるのことは当然のことである。

反対の理由の第二は、高校のあり方が問われているとき、その傾向に逆行するからであります。すなわち、資本に奉仕する教育といわれてもいたし方のない高校の多機化は、後期中等教育を荒廃せしめている一因でもあり、また、高校進学率の上昇や技術革新とともにその反省期を迎え、普通教育の拡大の方向にあるとき、高校の一部の領域に、教員養成の原則をくずしつつ資格認定試験による教員の採用には賛成しがたいものであります。

また、その一環である看護の免許の新設は、その免許取得には医師免許、看護婦免許所有者による授業を条件としますが、そのためには、正規の免許資格を有しない者に臨時免許状を形式的に与えて授業をせしめらる以外に、このことは本法を貫く教員資格の尊厳を著しくおかすものといわざるを得ません。

反対理由の第三は、本法の法律技術上の不整備であります。その一つは、第十七条第三項に「義訓訓練の教授を担当する教諭」とあるその教授ということは、実情に著しく適合せず、政府答弁によると、立法技術からかかる法文にしたと言っており、また、立法技術上から実体を変えることは許されないことは当然であります。

また、十数回の改正により、そのつど付加された附則は本文の四倍以上にも及ぶことに見られるごとく、国民にわかる法律とするための整備が痛感されます。これらのなすべき整備をなさず、安易な道のみを求めることには賛成をしかねるものであります。

反対の第四は、本法の立法の精神に立脚した運営がなされていない点であります。

たとえば資格を有しない者を雇用した場合は、体罰、罰金刑が科せられる規定があり、資格を有しない者は、人物、学力、実務、身体の検定をされることになっているにもかかわらず、実際には申

請者の申請に基づきノーチェックで採用されているが、そのときは、その違法行為の最たるものであります。

また、本法の存在の基礎である教員養成の条件整備や開放制の一面である奨学制度の改革に本格的な手段が講ぜられず、小手先のみの、あるいは現実との妥協のみにより、教員の資質の保持向上をはからぬのみか、低下をもたらす文部行政の基本的姿勢に対して、きびしく批判をせざるを得ないのであります。

以上、おもなる反対理由を述べ、日本社会党の反対の討論といたします。

○田中委員長 次に、栗田翠君。

○栗田委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、教育職員免許法等の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。

国民が今日、学校教育に求めているものは、憲法、教育基本法に示されているように、何よりも青少年が、社会と自然についての基本的な事実、基本的な法則を正しく知り、真に自主的、批判的にものを考え、社会の主人公として行動できる能力の基本を身につけ、すこやかに成長することであることは、言うまでもありません。国民の負託を受けて、教師がその責務をしっかりと果たすためには、幅広い教養と深い学問、豊かな情操を身につけ、真理、真実のみに従い、教材や教育計画の決定をはじめ、教育活動を自主的、創造的に進めることが必要です。

しかるに、歴代の政府は、教育の反動化の重要な内容の一つとして、教員養成大学・学部に対して、他の大学と異なった課程制を押しつけ、教員養成に対する国家統制を強化し、教師を政府の意のままに動く者にしようとしてきました。

私が本法案に反対する第一の理由は、本法案が、戦後の民主的改革によって打ち立てられた教員養成は大学で行なうという教員養成の原則を、なしくずしにこわしてきた反動文教政策を、一そう推し進め、教員資格認定制度を新たにつくり、教員の質の低下を引き起こそうとしていることと

す。その上、わが党の議員の質問に答えて、政府は、教員資格認定試験の一つの種目である人物調査の中に、思想傾向の調査を含めることはあり得ることであると公言しています。このことは、教員資格認定試験を通じて、学問の自由や、思想、信条の自由など、教員が憲法に基づき当然持つべき基本的人権が踏みこまれる危険性をはらんでいるという事です。わが党は、このように教員の基本的人権や自主的権限を踏みこみ、教育の反動化と統制を、一そう強めようとすることを認めることはできません。

反対の第二の理由は、本法案が、高等学校の教育課程を、一そう多様なコースに細分化し、そのことにより、教員の養成課程の多様化、細分化を引き起こすこととなり、教員養成の質的な低下をもたらすことになるといふ点です。

今日、高等学校の教科は、政府の安上りの労働力養成政策の結果、二百五十種類をこえる多様なコースに細分化されており、基本的な教育内容の切り下げ、技能教育の進行とともに、高校生の健全な成長に大きな障害を与えていることは、だれしも認めることです。神奈川県をはじめ、各地の実業高校が廃校とされたり、応募者が減少したりしていることが、はっきり物語っているように、高校多様化に対する生徒、国民の批判と怒りは大きなものとなっています。

政府は、この生徒や国民の批判や怒りと逆にな、教科の一部の領域についての免許状を教員資格認定制度によって与えようとしています。これは高校多様化を免許法を通じて、固定化するものです。

現在、全国各地で、高校の学区制の手直しや、教科の多様化の訂正のための、生徒や父母、教員の願いにこたえた自主的改善の動きが盛り上がりつつきています。今回、政府の提出した本法案は、この国民の願いと要求に全く相反するものであります。

反対の最後の理由は、本法案が文教政策の貧困な状態を放置したままに、そくな手段で教員需給関係

係を取りつくるおうとするものであり、教育条件の改善ははかれないどころか、教育現場の現状を貧困なままに放置することを免罪するものであるという点です。

今日、国民が真剣に求めていることは、第一に、教育予算を大幅にふやして、教員養成大学・学部を充実するとともに、奨学金制度を拡充して多数のすぐれた教員を養成できるような教育・研究条件を改善すること。

第二に、教員の定数をふやすとともに、不当な就職差別をやめること。

第三に、教員の待遇を改善し、社会的地位の向上をはかりながら、子供一人一人に行き届いた教育を実現するため、学級規模を三十五人以下に減らすとともに、専科教員と事務職員を拡充して教員の負担を軽減すること。

第四に、差別、選別の教育をやめ、子供たちの個性や自主性を十分発揮できるように教育内容に改めること。

私は、こうした方向こそ、今日の教員の貧困な状態を改善し、真に憲法と教育基本法の原則に基づく方向であることを確信するとともに、このような措置をとらない限り、真に国民の期待にこたえた教員養成は何らできないと考えます。

このように見てくるならば、ことさらに本改正案を提出するに至った政府のねらいが、まさに中教審答申に沿った教育全体の反動的再編を推し進めることにあると断じざるを得ません。このような理由から、私は本法案に反対いたします。

○田中委員長 次に、高橋繁君。

○高橋(案)委員 私は公明党を代表いたしまして、教育職員免許法等の一部を改正する法律案に反対の討論を行なうものであります。

以下、その理由について申し上げます。提案された本法案の提案理由の説明の中に「最近における学校教育の実情にかんがみ、広く人材を求め、教員の確保を図るため」とありま

す。これが真意であるならば、その根拠、裏づけとなるべき理由が明確に示されるべきであると考へます。

その根拠とは教育職員の需給体制の確立であります。しかも、五年ないし十年の将来計画でなければならぬ。その計画の立案にあたっては、科学的に究明され、綿密な調査のもとに、たとえば児童生徒数の増加、学級編成及び定員定数の将来の見通しに立った計画、定年制教員養成大学への志望、卒業、就職の状況、志望者の成績、意識調査、過疎過密のアンバランス等を考慮した実態のもとに、その体制の確立をはかるべきであります。

その上に立った教員不足に伴う教員の確保と人材を求めるための施策を考えるべきであります。この需給体制の確立がでない限り、教員の確保はできないと確信するものであります。したがって、今回の免許法の改正は、急場しのぎの場当たり的な即席の教員づくりにほかならないものであります。

次に、第二点として、小学校教員の認定試験を行なうための改正であります。広く人材を求めるといふが、教育職員の免許法については、昭和二十四年に大学卒業をもつて教諭資格取得者とする、また教職専門単位を履修した者とする公平平等の措置が講ぜられ、さらに現職教育による上級免許取得の道が設けられ、検定試験制度が廃止になり、すべての大学でという開放制の原則が立てられ、画期的な免許法の大改正が行なわれ、この制度の大原則が決定されたのであります。本法案の改正によります認定試験制度は、この大原則を根拠からくす結果ともなります。

なお、具体的に試験の方法についても、幾多の問題があります。教員の不足は、特に過疎県では東京、関東近県、大阪を中心とした関西の近県、愛知県等限られた地域であり、いわゆる過疎県より過密県への教員の需給をはかるための施策であると思うが、一例をあげれば埼玉県教育委員会が教員不足を補うために過疎県の大分県に募集を求

め、三十人の採用をしたものの、実際に埼玉県に就職したのはわずかに六名、その理由は教員としての志望はあるが、住宅、採用条件、待遇問題等基本的な根本問題が解決できない限りむだな方策であり、机上プランと現実のズレは大きい。また小、中学校の統合問題を教育の効果あげるための理由のもとに促進させ、結果として過疎化をさらに促進させ、教員のアンバランスと、教育の効果は期待できないと確信を持つものであります。

第三点として、高校の多様化政策をいさらに助長し、父兄の声、要望に逆行し、学校教育全体を荒廃の状態におとし入れる現状ともなり、安易な免許法の改正には反対するものであります。

第四点として、新たに特殊学校の養護訓練の免許状を授与するところ、学習指導要領には、養護訓練の時間の指導は専門的な知識技能を有する教師が行なうことを原則とする規定されております。

しかしながら、最も現在現場で要求されておることは、専門的な知識技能を有する教師であります。しかし、その養成計画は具体的にははっきりしていません。しかも、昭和五十三年までは養護学校二百四十三校を新設する計画を発表した。文部省はそのことを真剣に考えるならば、いったん人材を確保するために教員の養成計画を樹立すべきであります。急場しのぎのためとはいえ、最低一年ないし二年の養成期間が必要と考えます。人命にかかわる養護訓練を担当する教師に安易な気持ちで免許状を交付することはきわめて危険であります。養成に關しての計画を立てるべきであります。第四の医学ともいべきバリエーションの重要性にかんがみ、養護訓練を受け持つ教師の養成には慎重にして早急に計画を立案し、実施に踏み切るべきであり、その具体性が無い本法案には反対であります。

界は人材が集まらない。その理由については教員の待遇改善、これには現場教員の声を反映しなければならぬ。また社会的地位の向上をはかり、魅力ある職場づくり、根本的に解決をはかり、養成大学そのものも学生の意識調査を行ない、人格形成と学問研究に重点を置いた本策を打ち立てない限り解決はできないことに思ひをはせるべきであります。

現在の教職員の資質の向上についての確たる対策を先議すべきであるのに、その方途について政府と教員との合議がなく、政府はただ管理職養成をもつて資質向上にすりかえる傾向も見られ、また大学における教員養成コースになじまない、称せられる高校の特殊専門教員の速成を急ぐ前に、現在及び今後の高校のあり方をよく見定める必要があり。

以上をもちまして、本法案に反対をいたすものでございます。

○田中委員長 これにて討論は終局いたしました。これより採決いたします。

教育職員免許法等の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○田中委員長 次に、ただいま議決いたしました本案に対し、林大幹君外四名より、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五党共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。林大幹君。

○林大幹委員 私は自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党を代表して、ただいまの法律案に対し附帯決議を付すべしとの動議を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

教育職員免許法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、教育職員免許の重要性にかんがみ左記事項に留意すべきである。

一、教員養成の二大原則、即ち教員は大学において養成されること及び開放制の趣旨を尊重し、教員資格認定試験の実施にあたっては、人物、学力等について筆記試験、面接試験等によつて、公平かつ十分な審査を行ない、教員の資質の保持向上のために公開等の措置を含め適切な配慮を行なうべきである。

二、本法の運用は、教員養成の原則からして、きわめて高い視野からなすべきものである。したがって、現状に妥協し、安易に流れぬよう十分配慮をなすべきである。

三、本法の基礎となる教員養成のための諸条件の整備や、開放制の基となる奨学制度等の抜本的改革を早急に行なうべきである。

右決議する。

以上であります。

その趣旨につきましては、本案の審査に際し十分御承知のことと存じますので、案文の朗読をもつて趣旨説明にかえさせていただきますと思ひます。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○田中委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し政府の所見を求めます。奥野文部大臣。

○奥野文部大臣 ただいまの御決議につきましては、その御趣旨を体して十分検討、努力いたします。

いと存じます。

○田中委員長　なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長　御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田中委員長　この際、暫時休憩いたします。
午後五時五十六分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

昭和四十八年五月九日印刷

昭和四十八年五月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K